

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成 29 年 9 月 6 日

時 間：原子力特別委員会終了後

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午後 1 時 00 分

出席議員（14名）

議長	塚野芳美君	1番	渡辺英博君
2番	渡辺正道君	3番	高野匠美君
4番	渡辺高一君	5番	堀本典明君
6番	早川恒久君	7番	遠藤一善君
8番	安藤正純君	9番	宇佐神幸一君
10番	高野泰君	11番	黒澤英男君
12番	高橋実君	13番	渡辺三男君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋浩一君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一人君
会計管理者	三瓶直人君
参事務課長	伏見克彦君
企画課長	林紀夫君
税務課長	小林元一君
健康福祉課長	植杉昭弘君
住民課長	斎藤一宏君
参事務課長	渡辺弘道君
産業振興課長	猪狩力君
復興振興課長	黒沢真也君

復旧課長	三瓶清一君
参事教員兼務課長	石井和弘君
拠点整備課長	竹原信也君
参事支所兼長	菅野利行君
いわき支所長	三瓶雅弘君
企画課政策係長	阿部祥久君
生活環境課兼長 課長補佐兼長	渡辺浩基君
環境衛生係長	

職務のための出席者

議会事務局長	志賀智秀
議会事務係長	大和田豊一
議会事務主任	藤田志穂

説明のため出席した者

【案件1. 除染・解体について】

環境省大臣官房審議官	室石泰弘君
環境省環境再生・資源循環局特定廃棄物対策担当参事官室長	塚田源一郎君
環境省福島地方環境事務所長	土居健太郎君
環境省福島地方環境事務所除染対策第一課長	須田恵理子君
環境省福島地方環境事務所除染対策第一課事業管理専門官	中川春菜君

環境省福島地方 環境事務所 放射能汚染廃棄物 対策第一課 建物解体廃棄物 処理推進室 長	中川正則君
環境省福島地方 環境事務所 県中県南支所 支所長	相澤顕之君
環境省福島地方 環境事務所 県中県南支所 首席除染推進官	赤羽郁男君
環境省福島地方 環境事務所 県中県南支所 首席廃棄物対策官	太田勲君

【案件2. 特定廃棄物等の埋立処分事業について】

環境省 大臣官房審議官	室石泰弘君
環境省環境再生 ・資源循環局 特定廃棄物対策 担当参事官室 室長	塚田源一郎君
環境省環境再生 ・資源循環局 特定廃棄物対策 担当参事官室 参事官補佐	梁瀬達也君
環境省環境再生 ・資源循環局 特定廃棄物対策 担当参事官室 参事官補佐	森田重光君
環境省福島地方 環境事務所 長	土居健太郎君
環境省福島地方 環境事務所 調査整官	小野寺秀明君
環境省福島地方 環境事務所 放射能汚染廃棄物 対策第二課 課長	水田精一君

環境省福島地方
環境事務所
放射能汚染廃棄物
対策第二課
課長補佐

高木恒輝君

環境省福島地方
環境事務所
放射能汚染廃棄物
対策第二課
課長補佐

小林正人君

付議事件

1. 除染・解体事業について（環境省）
2. 特定廃棄物埋立処分事業に係る輸送計画等について（環境省）
3. 公害防止協定の締結について（生活環境課）
4. その他

開 会 (午後 1時00分)

○議長（塚野芳美君） それでは、始めたいと思います。お疲れさまです。ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。欠席議員はありません。説明のための出席者は、お手元に配付した名簿のとおり、環境省の関係職員の皆さん並びに町長、副町長、教育長、そのほか関係各位であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には、引き続き全員協議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、除染・解体事業について及び特定廃棄物埋立処分事業に係る輸送計画などについて、環境省より2件の説明を受けるとともに、町側からは9月定例議会への提出を予定しております議案といたしまして、公害防止協定の締結についての1件であります。町側から説明いたします公害防止協定の締結についてにつきましては、株式会社万象ホールディングスのロックウール製造工場操業に当たり、公害防止のため協定を締結したくご説明するものであります。

詳しくは担当課長より説明させますが、環境省からの説明案件も含め、本町の復興再生を進める上で重要な案件でありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見をよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） それでは、付議事件に入りますが、説明の前にご挨拶をいただきたいと思います。

環境省を代表いたしまして、室石大臣官房審議官、ご挨拶をお願いいたします。

○環境省大臣官房審議官（室石泰弘君） 室石と申します。よろしくお願ひいたします。

私、3年前か4年前だと思いますけれども、梶原が廃棄物リサイクル対策部長のときに、指定廃の参事官として全協に何度かご説明に参らせていただきました。覚えていないかもしれません、久しぶりに参りました。よろしくお願ひいたします。

きょうは、塚野議長を初めとする富岡町議会議員の皆様、それから宮本町長におかれましては、本当に忙しい中、お時間を頂戴しましてまことにありがとうございます。

まずは、東日本大震災で被災されました皆様に改めてお見舞いを申し上げたいと思います。富岡町におきましては、ことし4月1日に帰還区を除く地域の避難指示が解除されております。関係の皆様のご尽力に改めて御礼を申し上げます。

また、富岡町の皆様には環境省が実施しておりますさまざまな事業につきまして、多大なご協力をいただいております。本当にありがとうございます。環境省では、7月に環境再生資源循環局というのができまして、今まで除染、中間貯蔵、それから特定廃棄物について別々の部署がやっておった

のですが、それを一元化いたしました。

また、福島事務所につきましても福島地方環境事務所ということで、格上げをいたしまして、我々事務所とも連携しながら、今までよりも一層事業が迅速に進むように頑張ってまいりたいと考えております。

本日は、環境省からは除染、解体及び特定廃の埋立処分事業の進捗につきましてご説明をさせていただきます。除染につきましては、前回6月末に議会にご報告をさせていただきましたフォローアップ除染を初めとする富岡町内における除染の進捗状況について、ご報告をさせていただきます。

また、解体につきましては進捗状況をご報告するとともに、一層の飛散防止をとることなどについてご説明をさせていただきます。

また、加えまして解体支障物に関して前回ご指摘があったと聞いております。その点についてご報告するとともに、解体の受け付けに関してもご説明やご相談をさせていただきたいと思っております

特定廃の埋立処分事業につきましては、埋め立て開始に向けました準備の今の状況と、その輸送についてご説明をさせていただく予定でございます。

それぞれ担当から説明をさせますけれども、先ほど申し上げましたように環境省側体制強化されております。今後は、富岡町における復興をより迅速に行えるように全力で取り組んでいきますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塙野芳美君） ありがとうございました。

それでは、付議事件1、除染・解体事業についての説明をお願いいたしますが、説明とか答弁の際に挙手をされて、名字だけで結構ですので、名乗っていただいて、それで説明なり、答弁をしていただきたいと思います。

それでは、まず除染・解体事業の説明をお願いいたします。

須田さん。説明は着座のままで結構です。

○環境省福島地方環境事務所除染対策第一課課長（須田恵理子君） 福島地方環境事務所の須田です。きょうはよろしくお願ひいたします。

緑色の表紙、資料1—1と書いてございます富岡町における除染の進捗状況についてという資料をごらんください。まず、1ページをお開きください。避難指示解除済エリアの宅地に近接する帰還困難区域の除染ということで、いわゆるキワ除染の件でございます。対象は、深谷地区及び大熊町との町境の地区ということになりますけれども、深谷地区についてはことし3月に着手をいたしまして、8月末までに施工を完了しております。

大熊町との町境については、8月に大熊町が大熊町さん側の地権者の方に連絡をとっていただきまして、事前調査を実施しております。現在同意取得に向けた関係人への説明を行っているところでございます。

下に施工状況の例の写真を載せてございますけれども、黄色い線が帰還困難区域と避難指示解除済

エリアの境界になりますて、写真でお示ししているのはつばめパチンコのところですけれども、この帰還困難区域側の除染を行っているという状況でございます。

2ページに参ります。夜の森地区の先行除染でございます。こちらについては、ことしの6月に現場作業に夜の森公園から着手をいたしました。帰還困難区域であり、また発災から6年たっているということで、手法については試験施工をして、確かめながら決定をしていくということでご説明を差し上げております。7月以降順次試験施工を実施して工法を決定しております。現在までのところ、例えば土壌の剥ぎ取り厚では5センチ、砂利の剥ぎ取り厚では5センチ、そういった工法を決定しているところでございます。

同意取得率は現時点で93%でございますが、中には解体をどうしようかと迷われている地権者の方もいらっしゃいますので、そういう迷われている方はひとまず保留にして、そういう解体とかの関係のない公共施設などの除染から進めてまいりたいと考えております。

3ページ目に参ります。フォローアップ除染のまことに住民の方からご要望をいただいたものへの対応でございます。住民の方から要望をいただいた案件についての対応というのは、環境省、最も重視をして進めているところでございまして、下のフローにお示しするように、まず要望をいただいた場合には環境省の職員、それから除染推進員などと関係人の方で現地調査を行います。立ち会いを行って調査を行います。その結果に基づいてフォローアップ除染計画を作成しまして、さらにその計画案について関係人の方にご説明の上、施工を行うということで、関係人の方とよくコミュニケーションを取りながら、手戻りのないようにということで進めてございます。

これまでに355件の要望をいただきまして、現地調査には285件行いました。その現地調査の結果、現地で一緒に測定したら、関係人の方がこれだったら安心だというような形で測定のみで対応を終了した案件というのが115件ございまして、その差の170件についてフォローアップ除染計画を作成して施工に行くという段取りになっております。そのうち136件については、既に関係人の方にご説明を行いまして、順次施工を行っております。現時点で104件施工してございまして、93件が完了してございます。

関係人の方からの要望をいただいておりますけれども、こういった要望をより拾い上げるべく、ことしの事後モニタリングの際にも気になる点とかはないかということを環境省からも積極的に聞いて、要望を拾っていくということで対応を進めていきたいと考えております。

4ページ目に参ります。フォローアップ除染ですが、こちらは事後モニタリング結果から宅地隣接森林の影響が疑われる案件でございます。こちらについては、事後モニタリング結果やあるいは宅地周辺の状況、これまで行ってまいりましたフォローアップ除染の実施状況などを踏まえまして、宅地隣接森林の影響が疑われるお宅をまず抽出いたしまして、そのお宅について現地調査をするということで進めております。

調査対象案件というのは、今のところ595件で、ここはもうほぼ今までの状況というのは確認し終

わりましたので、これがほぼ母数と考えております。この595件について、現地調査についてのご連絡を115件の方に差し上げて、実際に現地調査を行ったのが103件ということになってございます。現地調査の結果、追加の対応が必要ないかなと考えられる案件が46件ございましたけれども、残りの案件についてはフォローアップ除染計画を作成し、施工に行くという段取りになってございます。計画について37件既にご説明を行いまして、うち17件を施工に入っております。14件は完了しております。先ほど申し上げましたとおり、案件の抽出についておおむね完了してございまして、現地調査については10月までにおおむね完了する見込みです。順次施工を進めてまいりたいと考えております。

それから、5ページに参ります。こちらについては、公道の中で線量が高いところの対応でございますけれども、右側の緑の点で示すような6号線の植え込みですとか、あるいは公道の影響があって宅地の中の線量が高くなってしまっているようなお宅のところの公道側の対応ということでございます。133件について現在までにフォローアップ除染計画を作成しております。道路管理者と協議を行っております。協議が調ったものから順次施工をしております。こちらは、10月末までに施工は完了する見込みです。

6ページには、今までお話ししましたようなフォローアップ除染の事例というのを少し写真でお示しをしてございます。上の写真が宅地隣接森林からの影響が考えられたお宅の宅地の隣接する森林の除染の状況。下は役場の正面の坂のところになりますけれども、除染検証委員会などでもちょっと歩道の線量が高いということでご指摘を受けていましたところで、のり面の施工を行っております。

最後7ページに参ります。里山再生モデル事業でございますけれども、グリーンフィールド周辺については3月に着手をいたしまして、9月中旬に完了の見込みです。こちら表土の剥ぎ取りを行っております。グリーンフィールドの施工が終わりましたら、付近の遊歩道の施工に移ってまいりたいと考えております。試験施工の結果、こちらについては表土の剥ぎ取り5センチを歩道の両側5メートルずつ実施するという予定でございます。

簡単でございますが、除染については以上です。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） 環境省の中川でございます。引き続き解体の関係ご説明をさせていただきます。

○議長（塙野芳美君） 12番。

○12番（高橋 実君） 除染は除染、解体は解体で質疑応答していったほうがいいのではないかと思うのだけれども。

○議長（塙野芳美君） 各委員の皆さん、今のように分けたほうがいいですか。

[「そのほうがやりやすい」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） わかりました。

それでは、ちょっと中川さんお待ちください。

まず、この除染の部分で質疑を行います。

5番。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。

3ページ見て、住民要望への対応ということで対応していただいているようなのですが、現地調査のみで終了された方が115件ということで、線量が低かったからというところだと思うのですが、例えば除染では庭木とか、庭石の処分はしないよという話だったのですけれども、そういったところが高くて対応できなかつたみたいなところもあるのかどうか、お聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） ご質問いただきました115件、こちらについてですけれども、基本的にはここが不安で高いのではないかということで測定を求められるようなケースが大半でございます。実際に測定をして、このぐらいの線量だったら特に線量低減をしてほしいということは言わないよというようなことですので、線量低減ができなくて諦めてというものが、済みません、ちょっと全件私のほうで今手元にございませんので、ないと言い切ることはできないのですけれども、基本的にはそういったものではなくて、絶対値が高い低いにかかわらず、ご本人の方がではこれでということで納得されて終了した案件ということでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番委員。

○5番（堀本典明君） 線量が納得できているのであれば特に問題ないかと思うのですが、今これからやられるところでも、もしかすると立ち木とか庭石が線量が高くて、なかなかそういったところ下げてほしいというような要望があった場合、前回はちょっと対応しないような答弁いただいたと思うのですけれども、そのあたりそこまで対応していただけるのかどうか、そういった検討されているのかどうか、お聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所除染対策第一課課長（須田恵理子君） 今の立ち木とか庭石のお話、撤去まで対応するかということかと思いますけれども、前回の全協でもちょっとご説明したとおり、原則として今あるものを壊さないというものが除染のやり方になっておりまして、立ち木や庭石を撤去することはやらないという方針ですけれども、その中で現場の様子見ながら、除染としてできることを最大限やっていきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 5番委員。

○5番（堀本典明君） どういう要望があるかというのは、ちょっと私も存じ上げないのですが、やはりそういうところが気がかりで、なかなか線量の低減をしてほしいという要望があれば、ぜひ前向きに検討していただきたいと思うのですが、きょう担当の課長さん以外でももっと上司の方もいらっしゃっているのですけれども、そのあたり対応いただけるか、検討いただけるか、ご答弁いただいて

よろしいでしょうか。

○議長（塚野芳美君）　土居さん。

○環境省福島地方環境事務所所長（土居健太郎君）　今ご質問いただきました、特に住民の方々が庭木の周り、庭石の周りご心配という事例につきましては、まず我々に寄せられたご要望の中にそういったご心配があるのかどうかのチェック、また現場でそういうような高い部分があるのかどうかというのを私のほうできちんと調べて対応していきたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君）　12番委員。

○12番（高橋　実君）　質問は、渡された資料でさせてもらいますので、よろしくお願ひします。

1ページ、写真状況で松が枯れていると思うのだけれども、写真から見ると。こういう危険木は除染にあわせて立ち木の表面、何ベクレルあったか、何マイクロあったか、確認しながら危険木の伐採もするのかどうか。

あと、2ページ、土壤の剥ぎ取り、写真で見る限り、土質が粒径が細かい透水性の悪いやつが5センチ、右手、砂利剥ぎ取り、透水性のいいのも5センチ、ちょっと矛盾があるのではないかと思って。透水性が多いのは、下に5センチ以上にもセシウムが残量として残る可能性が多いと思うのだけれども、どういう測定して、こういう判断になったのか教えてください。

あと、3番、フォローアップ除染、いいのだけれども、4月1日に準備区域の居住制限区域解除になって戻っている人のところで、実際に1.8とか、1.2マイクロあるのにもかかわらず、いまだ除染しないところがあると聞いているのですが、この文章からいうとそういうところは外しているみたいなのだけれども、どういう工程になっているのか教えてください。

以上です。

○議長（塚野芳美君）　中川さん。

○環境省福島地方環境事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君）　まず、ご質問の1点目、1ページ目のキワ除染の写真にある枯れた松についてのご質問でございますけれども、こちら除染をするに当たって、枯れている木で除染作業を行う上で、危険な木というのは確かにありますと、そういう木については関係の皆様と協議の上、作業員の危険を排除するために伐採というものを行いましたので、そういう観点では既に伐採済みということになっております。

続いて、夜の森の試験施工で土壤についても5センチ、砂利についても5センチとなったのはどういったことかということでございます。こちらについては、1メートル角で剥ぎ取りを行いまして、それがこの写真なのですけれども、周りからの影響を遮断した状態で3センチ削り、5センチ削りというような調査を行いました。そうしますと、5センチ削った段階で既に1センチのというか、コリアリの状態で $0.1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ぐらいのところまで下がりましたので、土壤についても砂利についても5センチの剥ぎ取りでいいのではないかと判断をした次第です。

続いて、フォローアップ除染でまだ高いところで手をつけられていないところがあるのではないか

というご指摘についてですが、ちょっと順次作業を行っておりますので、線量が高いという方でも申しわけないのですが、まだ手をつけられていないところはご指摘のとおり、確かにあるという状況でございます。順次迅速に作業を行ってまいりますが、特にご心配の点があればご相談いただければ、さまざまな皆様のスケジュールに、ご帰還だったり、ご生活のスケジュールにあわせて早く作業を行いたいと思いますので、何かありましたらご連絡をいただければと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 7ページにも、里山除染で同じく、ある程度は立ち枯れしたやつは伐採したと思うのだけれども、まだ残っているのだ。答弁聞いていると、作業員云々と言うけれども、1ページの場合は黄色くライン引いてあるように、困難区域と解除エリアと分かれているわけ。そうすると、ここ一般車両も通るわけ。あとは、グリーンフィールド関係も解除エリアになっているから、入って入られないことないのね、一般。そこら辺考えると、作業の効率化を考えて伐採するとか、そういう問題ではないと思うのだ、まず。

あと、フォローアップ、はっきり言ってこれ私の自宅なのだ。環境省ではわかっているのだ。やらないのだ、何ぼ言っても。ここに住んでいるのだ。国の責任で4月1日解除しているのだから、やるところはきっちりやってもらいたい。それで、今の鹿島JVでやっている除染、工期が11月エンドなのに、大体今月、8月からないし9月で切って、残りの工期2カ月ないし3カ月、夜の森にけつに押しつけるのだけれども、あくまでも除染工事なのだから、解除したところだって除染工事、結局は放射線量が高いからフォローアップもやるわけだし、ちょっと考え方方が国はおかしいのではない。解除したから仮に、ちょっと言いたくもないのだけれども、危険手当がつかない。11月なら11月までみっちりやって残ったやつがそうなるのならば、やっているほうも理解できるのだ。全然理解できないのだ。趣旨が東京電力第一原発の事故の依頼で、由来で放射性除去が第一なのだから、やることやつていないのだ。解除になってからスピードみんなおくれているのだ。よその耳にして頭に入っているから、富岡の現状はそういう状況。それに対して答弁ください。責任持って答弁できる人。

○議長（塚野芳美君） 土居さん。

○環境省福島地方環境事務所所長（土居健太郎君） 今ご指摘いただきましたが、線量が高い件につきましては我々でもどのようなデータがあるのかということをいま一度見させていただきまして、線量低減が重要だという、そういう観点を踏まえまして作業をさらに効率化していきたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 枯れ木の件は。

須田さん。

○環境省福島地方環境事務所除染対策第一課課長（須田恵理子君） 枯れ木の件については、先ほど中川からも答弁申し上げましたとおり、除染ができる範囲というのはやはり除染の作業の中で支障に

なるという観点でやらざるを得ないかなというところでご理解をいただきたいと思います。

それから、現在のその4工事、工期11月ということになっておりますけれども、どうしても精算の作業に一定程度の期間がかかりますので、その点で現場が、その4の現場としては9月なり、10月なりで一旦閉じるということはご承知をいただきたいと思います。ただ、一方でフォローアップ工事も今公告をしておりますので、あとは先ほどご指摘いただいた夜の森の工事とも対応が可能ですので、特に関係人の方への対応という点ではすき間がないように、富岡町全体としての除染の作業はとまらなうように進めていきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 土居さん、町民の人で高い、低いというのは環境省ではかったデータもらって言っているのだから、私もそうなの。環境省から私の自宅のこここのところが1. 何マイクロありますよ、ここは1. 何マイクロありますよ、会社はここで何マイクロありますよと、全部出してきたやつで言っている。これを4月1日に間に合わなかつたら間に合わないなりに、途中まで手をかけて完了していないのだ。そこに私は戻っているの、住んでいるの。まずは、よく頭に置いて福島に戻って精査するまででないから、ここにも担当が来ているだろうから、廊下で聞いてもわかる話。

あと、須田課長の答弁なのだけれども、やはり除染工事、国の責任のもとでやった中で作業だけのこと考えるのではなく、作業したら一町民もそこに入ってくるわけ。あとは、グリーンフィールドならグリーンフィールド関係が町の管理だ。町の責任でそういう支障木は伐採しなさいというのも、ちょっと考え方違うのではない。室石さん、どう思いますか。

○議長（塚野芳美君） 土居さん。

○環境省福島地方環境事務所所長（土居健太郎君） 1点目につきましては、まず私のちょっと言葉が足りなくて大変申しわけございません。

我々としても作業をさせていただいた結果を、除染の結果報告書として取りまとめて各住民の方々にお送りしております。その値をもとにフォローアップなどもさせていただいておりますので、いま一度ご心配の部分、我々も把握している部分、当然ございますので、それを確認しつつ、スピードを上げていきたいということを申し上げたかったということでございます。

2点目の危険木につきましては、課長からもお話し申し上げましたが、まずは除染の作業としてできる限りのところはさせていただくということでございますが、その範囲を超えている部分もございますので、福島において国機関が毎週情報交換もしております、お互いにカバーをし合うところはカバーし合いましょうということをやっておりますので、きょうの状況お聞かせいただきましたので、早速どのような手があるのかということを関係省庁とも協議をしていきたいと考えております
以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） とにかく国の責任の中で除染工事も解体工事もいろんな仕事をやっているの

だから、自治体に最後に責任持たせるような、持ち出しあせるようなやり方はしないでほしい。下手な縦割りで考えないでください。終わります。

○議長（塚野芳美君） 室石さん。

○環境省大臣官房審議官（室石泰弘君） 今ご指摘がございましたけれども、先ほど土居から申し上げましたとおり、復興庁初め関係省庁、最近はかなり連携をよくしているつもりでございますが、まだまだ不十分ということのご指摘だと思いますので、土居ともども私もしっかりと連携をとって、国としての責任をしっかりと果たしていきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 3ページと4ページのフォローアップ除染、これについて質問させてください。

関係人からの要望が355件、現地調査が285件、結局関係人から要望があっても70件は現地調査もしていなかったということと、その下の4ページも調査対象案件抽出が595件、それで現地調査が115件かな、これは480件もここでどこかに消えてしまっている。この消えている理由というは何なんですか、これを教えてください。

これが1点と、あと私は環境省は年間20ミリで1時間当たり3.8を下回ったら低くなつたと判断して、避難指示解除をしたのかなとは思っていたのだけれども、今の会話を聞くと、1.幾つで高いところがあるとかという会話を聞くと、環境省が考えている線量の高い、低いのしきい値、どれくらいだったらフォローアップというか、再除染、現場に出向いて再除染してくれる、1.2でも1.8でも、1を超えるやつてくれるのか、その辺の判断、この辺も教えてください。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所除染対策第一課課長（須田恵理子君） まず、1点目の関係人からのご要望をいただいて、その後現地調査への差分のお話、あるいは宅地隣接森林の件で調査対象案件で抽出された件と現地調査の件数の関係ですけれども、これは順次調査を行うということで、現時点までにこれだけの件数が終わったということでございまして、最終的にはこれが関係人から要望をいたしたものについては全て現地調査に入る、あるいは調査対象案件として抽出されたものについては全て現地調査に入るという予定でございます。今途中段階ですので、こういった差が出ているということでお考えください。

それから、環境省の高い、低いの判断ですけれども、線量で幾つというのできっちり判断をするというのではありません。例えば関係人の方によって0.7でも高いと感じる方もいらっしゃれば、そのくらいだったら大丈夫だとおっしゃる方もいらっしゃると思いますし、あるいは周りの線量が0.7のところで1.0なのか、0.5のところで1.0なのかということでも、やはり違うと思いますので、そういったところで相対的に高く、あるいは対策がとれるところについては除染をして、できるだけ線量を

下げるという方針で進めております。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） フォローアップ除染の件数の件、現在進行形だから要望があれば最後の一人まで聞いてくれるということで、それは理解しました。

線量の件なのですけれども、ということは環境省は3.8を下回ったから低いからやらなくてもいいでしょうではなくて、住民の方がもう1でも0.7でも私にとっては高いのだということであれば、環境省はそれは認めてくれるということでおろしいのですか。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所除染対策第一課課長（須田恵理子君） そういう形で関係人の方からご要望をいただければ、まずはかりに行きまして、対策がとりようがあるのかどうかというところからまずご相談をしたいと考えております。できるだけ下げられるものについては、下げていきたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 3ページの現地調査をやって、測定等のみで対応終了115件というのがあるのですけれども、これは測定して町民の方からこのぐらいだったらしいよと言っていただいたのか、環境省からこのぐらいなら大したことないからやらなくてもいいのだよという目線で終了したのか、それはどういうふうな解釈なのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所除染対策第一課課長（須田恵理子君） 今の3ページ目の測定等のみで対応終了の115件ですけれども、これについては地権者の方と立ち会って、一緒に測定をして、その結果をご説明したところで地権者の方に納得をいただいて、これだったら大丈夫だと納得いただいたと。我々からこれだったら安心ですというような説明は特にはしてございませんけれども、一緒にはかつてこれだったらということで、ご了解をいただいているという案件になります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） まず、2ページ目の夜の森の先行除染で、もうちょっと詳しく教えてほしいのですけれども、これは一応例ということでやっているわけですけれども、これは各除染をする敷地ごとに先行のこういうことをして、この敷地は何センチ、この敷地は何センチと決めていくのか、それともこの夜の森地区の先行除染として2ヵ所、土壤剥ぎ取りと砂利の剥ぎ取りのところをやったので、もうこれで夜の森全体を5センチという基準でいくと決めたのか、ちょっと教えてください。

それから、3ページ目のフォローアップなのですけれども、これ基本的に今まででは当時住んでいた地主さんとか、住んでいた人から話が行って、それに話ししたと思うのですけれども、解除になって大分土地の利用状況が変わってきていると思うのですけれども、これは地主さんにかかわらず土地を

利用している人とか、そこに新たに事務所を借りて事務所をしている人、新たに住み出した人が高いと言えば、それも環境省でちゃんと対応していただけるのか、その2点ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） 1点目、試験施工は敷地ごとにするのか、それとも地区全体で1カ所なのかというお話ですけれども、敷地ごとではなくて地区として代表的な場所で実施をしております。これ以外に屋根は何回拭き取るかとか、壁は何回拭き取るかとか、道路の除染はどうするかとか、それぞれの表面の状況にあわせていろいろな試験施工を行うのですが、基本的にはここで土壌は5センチと決まったので、基本的には宅地については5センチとなっております。

ただ、以前も少し申し上げたことがあります、当然宅地の中でも汚染の状況は一律ではありませんので、線量が高いところについてはもっと深く剥ぎ取るというようなことは込みで行います。なので、全体5センチの剥ぎ取りと、それから局所的に高いところはもっと剥ぎ取るというような2本立てでまいりということになっておりますので、ちょっと補足させていただきました。

それから、もう一点、フォローアップ除染に関して、もともとの所有者ではない方からの相談は受けるのかということですけれども、こちらは受けさせていただきますので、ご相談をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 2個目の誰でもお願いできるということで、これに関しては了解いたしました。

それから、2ページ目の夜の森地区の先行除染ですけれども、写真を見る限りどことはそちらで言っていないのですけれども、右側の砂利の剥ぎ取りの場所は、既にモデル除染をしている場所ではないかと思うのですけれども、モデル除染をしたところの帰還困難区域の中が一般的なところという、その考えがちょっと理解できないのですけれども、なぜモデル除染をしたところが一般的なところということで5センチと決めたのか。

それと、土壌剥ぎ取りのところも、モデル除染をした区域なのか、区域ではない真っさらなところで実験したのかどうか、ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） 試験施工については、モデル除染で二、三センチ剥ぎ取ったことがある場所は、それはそれで試験施工を行っております。ほとんどのお宅は、当たり前ですが、モデル除染とかまだ行っていない真っさらな状態ですので、その部分について、まだ剥ぎ取ったことがない場所では何センチ剥ぎ取ったらいいかということで、それはそれで試験施工しております。写真については、モデル除染ではなかった場所について試験施工したときの写真になっております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） では、右側の砂利のところなのですけれども、これは多分夜の森公園しかこんな広いところないので、夜の森公園かなと思うのですけれども、夜の森公園は試験やっていますよね。そういうところでやったやつでということは、それ以外のところもやっているということでしょうから、それやった以外のところ、先ほどこのぐらいの数字という数字を説明していただきましたけれども、それ以外のところでここはもっと低くて、ほかのところがもうちょっと高かったのか、低かったのかも含めて、ほかのところでモデル除染以外のところでやった砂利の剥ぎ取りのところの値をちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） こちらの資料に書きました5センチというのは、モデル除染をしていない場所についての試験施工の結果でございます。この写真は、右側の写真是リフレの駐車場になっております。全体の試験施工の結果などについては、ちょっと今手元に詳しい情報、正確な報告書持っていないせんが、このような結果になっております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。除染に関しては、これでよろしいですか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 2ページ、夜の森地区の先行除染ということで、剥ぎ取るやつは決めて、試験結果だからこれで理解はするのですが、夜の森地区に関しては先ほどもちょっと説明ありましたけれども、5センチで剥ぎ取っていって、調査しながら剥ぎ取って、高いところは再度深く掘っていくなり何なり対処していくということなものですから、問題はないのかなと思うのですが、例えば全般的に10センチとするような箇所なんかも出てくる可能性あるのかなと思うのです。急所、急所だけとつていって下がらなかつた場合には、当然そういうこともあり得るということだと思うのですが、その辺お答えください。

あと、フォローアップ除染の中で、これ5ページで見ますと、国道とか、そういう道路の植え込みの部分も大分今回はフォローアップ除染でやろうとして、これ出てきたのだと思うのですが、当然高いところはやってもらわなくてはならないですが、私ちょっと一般質問でも出していたのですけれども、フォローアップということで出したのですけれども、本来はどういう形で出せばいいのかわからなかつたのですが、側溝除染を全然やっていないような状況なのです。側溝除染、一番今汚れているのが側溝なのかなと思うのです。そういう部分に関して、いつくらいに国で腰を上げるのか。当然町民戻ってきておりますので、宅地の中だけ幾らきれいにしてもらっても、入り口入っていく側溝が汚れていれば、そこから放射線を出すわけですから。これは、大きな問題なのかなと思うのです。今まででは、宅地内の平面だけを考えていたのが大半でしたが、やっぱり側溝にもいち早く目をやってほしいと。最近は聞かないのですが、福島とか郡山ですか、向こうでは側溝除染なんかも国の予算、補助

金もらって始まったりしていますので、その辺は当然早くやるべきなのかなと思いますので、その辺もお教えください。

あと、一番フォローアップ除染に関しては、どこでいいって、はかってみたら0.7でいいよという人もいるかもしれないですが、国の方針はフォローアップ除染なり何なりを繰り返しながら、震災前の数字に近づけていきたいと。本来は震災前の数字にしてもらえば一番ありがたいのですが、これはフォローアップであくまでもやるよと、自然減衰ではないよということは言っていると思うのです。そうすると、今年度のフォローアップ除染は1マイクロまで下げるよとか、次は1マイクロまで下がったら、次は0.7まで下げるよとかとやっていかなかつたら、線がなくなってしまうと思うのです。だから、そういうこときちっとある程度の線を出してやっていかないと、今年度やつたらもう終わりですよと言いかねないような状況になりますので、その辺の国の方針はどこまでやるのか。本当に震災前の状況に近づけるまで除染で下げていくのか、お聞かせください。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所除染対策第一課事業管理専門官（中川春菜君） ご質問の1つ目、夜の森などで全般的に、全体的に10センチ例え剥ぎ取るというような宅地もあり得るのかというご指摘についてですが、線量の状況によってはそういったこともあり得ると思います。やはりせっかく剥ぎ取って客土してやっぱり高かったで剥ぎ取っては、全くもって手戻りが多くて誰にとってもよくありませんので、手戻りのないように線量をしっかり下げてまいります。

それから、側溝の除染、議員ご指摘のとおり、やはり側溝というのは一番再汚染というのが考えられる場所の一つであると我々も認識しております、一部の側溝については再汚染が確認されて、昨年度から一部の側溝については改めてフォローアップということで泥を上げて再除染をさせていただいているような状況ですが、なかなかそういった動きが十分ではないというご指摘だと思いますので、引き続きこの宅地のフォローアップなどと踏まえて、側溝についてもしっかりとフォローしてまいりたいと考えております。

○議長（塙野芳美君） 須田さん。

○環境省福島地方環境事務所除染対策第一課課長（須田恵理子君） 最後のご質問、国の方針で震災前の数値まで除染で下げていくのではないかというご指摘かと思いますけれども、政府全体の方針としては除染も含めてさまざまな手法を駆使して、用いまして長期的には年間1ミリシーベルトを目指すということになっております。

何度もこここの全協でもご説明させていただきましたけれども、残念ながら除染には技術的限界がありまして、取り切れないという部分、下げ切れないという部分が出てくるかとは思いますけれども、それはもう政府全体の方針ですので、除染以外のことも含めて対応していきたいと考えております。

○議長（塙野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 2ページに関しては、ちょっと私不信になってしまいますが、困難区域以

外の場所、今まで今度解除した区域なのですが、解除した区域でも5センチ剥ぎ取りしたのですよね困難区域で5センチというのはちょっと腑に落ちないのです。5センチで済むとすれば、流れてしまったのか、下に潜ってしまったのか、下に潜れば当然出るはずですので、その辺がちょっと理解できないのです。だから、試験除染の箇所が余りにも少な過ぎるのかなという不信を持ちましたので、そういう質問しました。最初から本来であれば、10センチなら10センチ取るべきなのかなと思うのですが、試験除染をやって決めたということですので、それでやってもらって、高いものはまた再度埋め戻ししないうちにとつてもらうという状況でお願いします。

あと、側溝の除染、フォローアップですけれども、側溝の場合にはどうしても上流から下流に水流れるわけですから、計画的にやらないとなかなか取り切れないのかなと思うのです。高いからではそこをやると言ったって、一部100メートル取ったって上流から流れ込んできたりしますので、ぜひその辺は計画的にやってもらえばありがたい。

あと、今の数値の問題は確かに難しい話なのか。ただ、数値を決めないでやるというのは、ちょっと無謀なところがあるのかなと、納得する人もいるし、納得しない人もいる。納得しなければ幾らでもやってくれるというとちょっと問題が出てくると思いますので、ぜひその辺をきちっとしていただければありがたいと。ただ、最後まで除染をして年間1ミリまで下げるとまでは言わないにしても、ある程度の線まではきっちり下げていただきたいと思います。

今3点言いましたが、それとりあえず今回は要望でとめておきます。よろしくお願ひします。終わります。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） では、なければ、この除染に関しては終わります。

続きまして、解体についての説明を求めます。

中川さん。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） では、お手元の青色の資料、右肩に資料1—2と書いてある資料につきましてご説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして、まず1枚目でございます。家屋の解体工事の状況をご報告させていただきます。解体の申請の総数、先月末まででございますが、2,265件という状況でございます。6月末の全員協議会でご説明させていただいたときよりも、約2カ月で90件ほどふえてございます。解体の実績でございますが、29年度の現時点では379件、合計これまでの累積1,605件となってございます。

続きまして、今年度の解体工事の詳細でございまして、2枚目の資料になります。いわゆる平成28年度その5工事、件数800件の工事、主な解体工事の状況でございます。これまで環境省からは、月々100件

を基本として平均的に解体を安全なペースで進めていくというご説明をさせていただきました。6月末にご報告をさせていただきましたときは126件でございました。7月末の実績でございますが、233件、班数で言いますと100班投入をさせていただきました。8月末の状況でございますが、7月末から比べまして約70件ということでございまして、100件の目標からは足りない状況でございまして、これにつきましてはお盆の休工の時期ございましたので、少し足りないという状況になってござりますけれども、引き続き班数につきましては常時100現場、100班入ってございますので、今後9月末、10月末と工程の計画どおり100件を目標に進めていくことはできると考えてございます。

その下の平成29年度その1工事という解体工事の状況でございます。こちらが夜の森地区の困難区域の解体でございます。120件の契約の件数でございますが、8月末の状況、20件でございまして、班数でいいますと現時点で約20班入ってございます。もともとの工期が平成29年9月ということで、今月末の中で20件ということで、進捗がおくれているという状況でございます。この点につきましては、やはり困難区域の町民の皆様に3者立ち会いをさせていただきました結果 家の片づけですとか9月末までに解体できる方というのが少なく、20件から30件ほど10月ご希望、11月ご希望、そういうった皆様が多かったというのが現状でございます。つきましては、9月末に向けましては70件を目安に進めていきたいと思ってございますが、町民の皆様のそういった解体の日時のご希望に沿った形で進めていきたいと環境省考えておりまして、工期につきましては柔軟に対応していきたいと考えてございます。

おめくりいただきまして3枚目でございます。解体における飛散防止措置という点でございまして、こちらにつきましても議会から再三再四ご指導いただいている状況でございまして、7月以降より一層の対策というものを進めるべきと考えてございまして、以下の点の対策を7月、8月と進めてまいりました。これまで、養生ネットなどをパトロールで確認というようなことのみ申し上げてまいりましたけれども、やはりそれだけでは足りないだろうというご指摘も踏まえまして、環境省といたしましては解体の受注者と協力しまして、まず着手時には現場の作業班と元請さんの事業者さんが必ず養生ネットの状況を確認をするという取り決めをさせていただきました。また、それだけでは足りないと考えまして、毎朝必ず朝現場の作業班の職長の方から元請の現場の担当に養生ネットの状況、ちゃんと張ったかどうか、そういうことを連絡をすることにしてございます。

その連絡を踏まえまして2点目でございますが、100現場ございますが、元請の事業者が必ず1日1現場回るようにしてございまして、その朝電話をもらった内容のとおりにネットが張られているかどうか、そういうところも確認をして、点検表にチェックをしていくということをやってございます。7月、8月とこのような取り組みを実施しました結果、私も何度か足を運ばせていただいておりますけれども、ネットにつきましてはしっかりできているということを確認をしてございます。

しかしながら、内装の工事ですか、その日の作業が運搬のみですか、そういう箇所につきましては現場の判断で風があつたりした場合に倒れるリスクなども踏まえまして、ネットを畳んでいる

というようなケースもございまして、そういった場合には表示をするですか、あとは周辺住民の方にチラシを配りましたり、ご挨拶を解体の前には必ずさせていただくように、そういった取り組みの徹底などをいたしまして、戻られてこられる町民の方のご不安、そういったものをしっかりと払拭させていただくように取り組んでいきたいと考えてございます。

続きまして、解体支障物の欄でございまして、こちらにつきましては5月23日の全員協議会で環境省といたしまして、庭木、庭石というような解体の支障物につきましては昨年度末までの解体の1,226件の方にしっかりと連絡をしまして、対応していきますと報告をさせていただいたところでございまして、現時点で約1,050世帯の皆様に連絡を実施済みでございます。そのうち撤去希望の方、約590世帯のご希望を伺っておりますが、200世帯の皆様と立ち会いを実施済みでございます。立ち会いが終わった箇所から順次撤去を進めてございまして、現時点では約60世帯の撤去が完了しております。9月、10月とペースを上げてさらに撤去ご希望の方、590世帯の皆様には速やかに撤去をするように進めてまいりたいと考えてございます。

あわせまして前回6月の際の全員協議会にて、自費で庭木、庭石の撤去のご負担をいただいた方に対する対応につきましてご指摘をいただいたところでございます。また、町からも要望をいただいておったところでございます。そうしました自費で撤去された皆様、今のところ約15世帯ぐらいと環境省認識してございますけれども、そういった皆様には環境省が支払うと、補償していくということで進めていきたいと考えてございます。今後環境省から町民の対象となる皆様に連絡をいたしまして、そういったお支払いの手続を進めていきたいと考えてございます。

続きまして、解体申請の受付期限の欄でございます。こちらにつきましては、これまで解体申請の受付窓口をいつかのタイミングでは示させていただくと、そういったお話だけはしてございましたけれども、改めまして今回初めて具体的な期限につきましてご報告、ご相談させていただきたいと思ってございます。まず、区域でございますが、解除済みの区域になってございまして、そちらの解体申請につきましてはこれまで環境省ほかの避難区域におきましては、解除前に解体申請の期限を区切ってございましたけれども、富岡町における特殊いろいろな事情に鑑みまして、現在受付窓口につきましては引き続き解除後も開いておるという状況でございます。

しかしながら、下の参考にございますとおり29年の1月から3月の平均の申請件数と比べまして、29年4月以降の申請件数、8月の件数につきましても徐々に減ってきていると、こういった状況の中で受付窓口が間もなく終わりますというようなお知らせ、具体的には解除後1年の今年度内というようなお知らせをさせていただきまして、解体申請、非常に大変な決断だと思いますけれども、迷つておられる方の背中を押させていただきまして、復興の事業をなるべく一日でも早く進めていく、そういったためにも今年度内までの周知というものを実施していきたいと考えてございます。

しかしながら、米印でございますけれども、そういった周知が届かない方やさまざまご事情により環境省に申請ができない方、当然いらっしゃるかと思います。そういった皆様のそういった背景に

もしっかりと対応するべく、特段の理由がある方につきましてはしっかりと柔軟な対応はしていきたいと考えてございます。

また、周知にあわせましてはキャンセルがいつでもできる状況ですとか、解体の時期は柔軟に環境省とご相談させていただければ、柔軟に対応するというような、そういったアナウンスもさせていただきまして、まずは申請だけでも出していただく、そういう取り組みを進めていきたいと考えてございます。

4枚目でございます。詰替施設及び灰保管庫の新設という欄でございます。こちらいわゆる毛薙、仏浜にございます仮設焼却施設、灰保管庫、破碎施設の件でございます。環境省といたしましては、これまで県の防災林事業や県道の事業などが平成32年度内にしっかりと終わるように焼却施設などを撤去を進めていくというご説明をさせていただいたところでございます。その中で先般5月23日の全員協議会におきましては、仮設焼却施設や破碎選別施設などの撤去に伴いまして、詰替施設やこちら特定廃棄物処分施設に搬入するための詰替施設でございますが、また毛薙、仏浜の灰保管庫がなくなるにあわせまして、新たにどこかに設置する必要があるとご報告をさせていただいたところでございます。

その点につきまして、5月の全員協議会におきましては新たな新設場所といたしまして、深谷の国有林に設置することを考えていきたいと口頭で申し上げたところでございますけれども、今般詰替施設及び灰保管庫の新設場所といたしまして、林野庁との調整がおおむね整いつつございます。つきましては、速やかに詰替施設などを設置いたしまして、特定廃棄物埋立処分場施設に運べるように、この10月にも工事に着手できるように進めていきたいと考えてございます。

以上、解体、廃棄物関係のご説明をさせていただきました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君）　解体についての説明が終わりました。

質疑を行います。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君）　まずは、自己負担、国は15世帯あるということを把握していると、それで国側が支払ってくれるという、これまことにありがとうございます。それで、この15世帯あると国は言うのだけれども、これはこのことを知らない人も多分いると思うので、何らかの方法で国が支払うから名乗り出てくださいということを知らせる必要もあるのかなと思うのです。そういう場合に、どこに言えばいいのか、役場の担当課に言えばいいのか、環境省に直接言えばいいのか、その辺を周知徹底してもらいたいということ。

あと、その下の受付期限、これも解除後1年というのはきょう初めて知ったので、やはりこれ周知徹底すると書かっていますから、何らかの方法でやってくれると思いますけれども、東京に行っている人はこういったことをわからない人もいるので、できるだけいろんな方法を使って、解除後1年しか解体はしてあげないよということをわからせてもらいたいと、この2点をお願いします。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） ご質問ありがとうございます。

まず、1点目の庭木、庭石の補償の件でございますけれども、今約1,000世帯ほどの皆様にご連絡をさせていただきまして、いろいろとその中でご事情などを伺っておりますので、そういった自己負担をされた方というのは、環境省といたしましては把握をできているという認識でありますけれども、やはりご存じないという方いらっしゃるかと思いますので、そういった方の周知につきましては状況を見計らってよく考えてまいりたいと思ってございます。

また、富岡町役場に環境省の職員が常駐してございますので、そういったお話をしっかりとご説明できるように対応してまいりたいと考えてございます。

2点目の解体の受付期限につきましても同様でございまして、広報などのアナウンスなど考えてございますけれども、よく東京に避難されている皆様ですとか、そういった方々にどうしっかりと周知できるかにつきましては町役場ともよく相談して進めてまいりたいと考えてございます。よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 確認させてください。

今進めている解体は、説明はわかりましたが、夜の森地区、困難区域も解体始まって大分進んでいるのかなと思います。そういった中で、夜の森地区の解体も今現在やっている解除地区の解体と同じような状況で進めるのか。といいますのは、庭木とか支障木とか石とか、そういう部分に関しても解体で同じく撤去して仮置き場なり何なり、別な場所に運んでいくのか、その辺をお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） ご質問ありがとうございます。

ただいまのご指摘の夜の森の解体につきましても、その後工事の800件と同じ整理で庭木、庭石など解体支障物の対応をさせていただいてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。

我々強く要望してきた結果が実になってきたと思うのですが、あと1つなのですけれども、いろいろ状況を聞きますと、焼却炉の受け入れ側で木の根っこ、根株に土ついているのを受け入れが難しいということで、現場と焼却炉側で押し問答しているようなケースがあるみたいなのですが、現場で高圧洗浄機で水洗いしろとか、いろいろな状況聞こえてくるのですが、その辺はどうなっているのか。

例えば現場で水洗いというのは、全くやってはいけないことなのかなと思うのです。水洗いするとなれば、そういう施設をきちっとつくるとかしないと無理なのではないかなと思うのですが、その辺はどうなっているか教えてください。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） ありがとうございます。

実は、私も先月末ごろでしょうか、そういった話があると伺いました、それで環境省としましては水洗いをする必要性といいましょうか、そういったものないと考えてございまして、仮置き場、受け入れ側の業者からそういう指示があったということで、ちょっと解体の現場と仮置き場の受け入れ側の現場で意思疎通がうまくできていなかった部分がございました。その点につきましては、申しわけないと思ってございまして、改めまして先週そいつしたことなくしっかりと仮置き場側で受け入れるよう話をさせてございますので、本日のご指摘も踏まえまして、私もしっかり確認に参りたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） わかりました。

そういう部分でいろいろ受け入れ側と元請、ゼネコン側で食い違いがあるということは、環境省の指示徹底がちょっと薄いのかなと思いますので、その辺ぜひ気をつけてやっていただきたいと。

また、夜の森地区に関してはやっぱり困難区域ということで、ほとんど人は出入りしていませんので、支障木とか、そういうものもかなりの数になってしまうのかなと思うのですが、ぜひその辺をきれいにして、その後に解体除染ということですので、除染入ればなおきれいになるのかなと思いますので、ぜひよろしくお願いします。要望しておきます。

○議長（塙野芳美君） 土居さん。

○環境省福島地方環境事務所所長（土居健太郎君） 今いただきましたご要望も含めまして、環境省の中で整合性がとれていないとか、連絡がとれていないというようなことがないようにしっかりと指導していくきたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 今の根っここの水洗いの件ですけれども、ありますから。やっているの見ていますので、徹底してください。

そのほかございませんか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 浩みません、1点だけ。

4ページのところなのですが、破碎選別施設及び灰の保管庫の新たに設置はわかったのですが、仮設焼却施設はどうなるのでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） ありがとうございます。

仮設焼却施設につきましては、現在県との間でいつまでに焼却を終了すると県の事業が平成32年度内に終わるのかの協議を引き続き続けてございまして、大変申しわけございませんが、もう少し調整にお時間いただきたいと考えてございまして、改めまして調整が整いましたら、ご報告に上がりたいと考えてございます。

○議長（塙野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 済みません、そうすると今の話だと、これから出てくる夜の森地域のものは到底終わるような雰囲気ではないような気がするのですけれども、それは別なところでというか、あそこまで全部終わらせるということになるのでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） ありがとうございます。

夜の森地区などの困難区域の解体や除染から出ます可燃物というのは、引き続き発生をするものだと思っておりまして、またその仮設焼却施設の焼却の完了の時期までに、そういった事業が全て終わるとは考えてございません。ですので、仮設焼却施設の焼却完了後の取り扱いにつきましては、環境省がしっかりと責任を持って県との調整が整い次第、新たなそういった調整も進めていくという考え方でございますので、いましばらく調整にお時間いただきまして、議会に報告をさせていただきたいと考えてございます。

○議長（塙野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 済みません、あと深谷の国有林のところに今度運んでいくように進めるということなのですけれども、深谷の国有林に行くところの道路なのですけれども、もう既に人が住んだりしている家がありますので、その辺のルートを走るときの問題がこれから出てくると思うのですけれども、その辺もちょっと住んでいるところの家を把握して、ルートを考えていただきたいと思うのですけれども、ルート上、住んでいる家とかは把握していますか。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第一課建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） ただいまのご質問の点につきましては、よろしければ次の資料の2のご説明のときにご説明をさせていただければと考えてございますが、よろしいでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 解体の部分につきましていかがですか。そのほかございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） なければ、以上をもちまして付議事件1、除染・解体事業についてを終わり

ます。

2時25分まで休議しますので、その間に説明者の入れかえもお願いします。

25分まで休議いたします。

休 議 (午後 2時14分)

再 開 (午後 2時25分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件2、特定廃棄物埋立処分事業に係る輸送計画等についての説明をお願いいたします

○議長（塚野芳美君） 土居さん。

○環境省福島地方環境事務所所長（土居健太郎君） ご説明申し上げる前に、まずご挨拶をさせていただければと思います。改めまして、福島地方環境事務所で所長をしております土居と申します。よろしくお願ひいたします。

管理型の処分場を活用しました特定廃棄物の埋立事業につきましては、昨年4月に既存の処分場を国有化をしました。その後、6月に環境省と福島県、富岡町、楢葉町の間で安全に関する協定を締結をさせていただきました。さらに、昨年10月には、環境省と太田行政区、11月には毛萱行政区の間で協定を締結をさせていただいたところでございます。

特定廃棄物の埋立事業におきます輸送につきましては、昨年の12月にこちら全員協議会におきまして輸送計画についてのご説明はさせていただいたわけでございますが、富岡町におきます具体的な搬出のルート、搬出量につきましては改めてこの場でご説明をするというお話をさせていただいたところでございます。かなり準備が整ってきておりますので、本日につきましては特定廃棄物の埋立事業の最新の進捗状況をご説明するとともに、輸送につきまして詳細をご説明をさせていただければと思っております。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 高木さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第二課課長補佐（高木恒輝君） 福島地方環境事務所の高木です。本日説明させていただきます。よろしくお願ひします。

資料2に基づきまして、特定廃棄物等の埋立処分事業についてご説明差し上げます。まず、本日のご説明内容ということで1枚おめくりいただきまして、準備状況について、また輸送についてという2本立てにしております。

まず、準備状況についてでございます。先ほど話ありましたとおり工事状況、準備状況が大分整つてきているところでございまして、まず施設内工事におきましては管理棟の建設ですとか、施設の改修、また既存廃棄物の埋め立て直しについては完了してきているところでございまして、現在は5段目の土壌堤の築堤中でございます。これにつきましては、10月末の完了を予定しております。

また、搬入道路の改良工事につきましては、こちらについては楢葉町側の国道6号から特定廃棄物

埋立処分施設に入るための道路を拡幅等を工事しているものでございますが、これについては10月末をめどに完了予定としております。

また、続きまして、檜葉町の波倉地区に設置を予定しておりますセメント固型化施設につきましては、これは現在受注業者も決まりまして事前調査、施設設計中でございまして、これについては来年の10月運営開始予定としております。

また、おめくりいただきまして、2番目の環境モニタリングについてでございます。これまでに特定廃棄物を入れる前の状況を把握するために事前のモニタリングというものを実施しておりました。表のとおり左側が測定項目、また真ん中にありますのが実施状況としておりまして、これまで測定を予定していたものは、おおむね測定を完了しております。週1回、月1回などで継続して測定するものについては継続して実施しているところでございます。これらについては、結果を環境省のホームページで公開しているとともに、10月には環境安全委員会を開催する予定としておりまして、そこで委員の先生方にご確認いただく予定としております。

また、表の右側には埋め立て開始後の予定として参考でつけておりますが、特定廃棄物を埋め立て開始してからは、こういったペースで各項目、モニタリングをしっかりと実施してまいりたいと考えております。その際に、連続測定機器というのも使用する予定でございまして、これは大気、地下水中の放射能濃度ですか、空間線量率を連続して測定するのですが、これについては既に7月から試験運用中という段階でございます。

また、3枚目に行きまして、環境安全委員会につきましてでございます。環境安全委員会というものは、先ほど説明ありましたとおり管理型処分場の安全確保に係る協定書に基づいて設置されるものでございまして、この処分場の特定廃棄物等の処分状況を監視しまして、また環境の保全、その他の安全の確保について助言をいただくものでございます。また、委員のメンバーとしましては学識経験者、福島県、富岡町、檜葉町、また両町の地域住民の方々で構成されるものでございます。

第1回委員会につきましては、10月上旬に開催予定としておりまして、事業の概要ですか、安全対策の説明をさせていただいた上に実際に施設を見学していただく、確認していただく予定としております。また、第2回委員会おきましては10月下旬を予定しておりますのでモニタリング結果ですか、今後の実施のための情報公開方法等の説明を予定しているところでございます。

また、4ページ目、リスクコミュニケーションにつきましてですが、パンフレット、ホームページにつきましては専用のウェブサイトをことしの2月より立ち上げております。また、新しいパンフレットにつきましてもお手元に配付しているとおりでございます。

また、情報発信拠点というところでございますが、この埋立処分事業の必要性ですか、計画内容また安全確保のための措置、またこれまでの進捗状況ですか、輸送車両の状況、モニタリング状況こういったものの最新の情報を公開する施設として、この右側の地図上にございます場所に建設を予定しております。ここでは、そういった展示に加えて、体験型のモニタリングですか、参加型イベ

ントを隨時実施していく予定でございまして、来年の夏ごろに運営開始を予定して準備を進めております。以上が準備状況でございます。

続きまして、輸送について説明させていただきます。まず、5ページ目ですが、これまでの経緯としましては先ほど土居から説明ありましたとおり、輸送の基本的考え方、安全対策等を取りまとめた輸送計画（案）につきまして、県の技術検討会ですとか、また町の全員協議会においてご説明させていただきました。ただ、富岡町における具体的な搬出ルート、また搬出量につきましては改めてこの場でご説明することとしておりました。つきましては、その件について説明させていただきたいと思います。

6枚目でございます。搬出の考え方、また搬出計画（案）についてというものでございまして、どういった形、どういった方針のもとに処分場に搬出していくかといったものを決める搬出の考え方につきましては、平成30年度末までにまず7万5,000袋程度の搬入可能量ということで見込んでおりまして、このうちの4割を富岡町様、檜葉町様及び双葉郡8町村分として設定したいと考えております。加えて1割を広域処理に協力している施設関連分として設定したいと思っております。また、こういった優先を行った上で各特定廃棄物等を保管している場所ごとに、搬出の準備状況を踏まえつつ、搬出時期、量について調整の上、平成30年度末までの搬出を実施したいと考えております。

では、実際に富岡町内の搬出箇所及び搬出計画といったものについては、下に示してあるとおりでございます。まず、搬出対象箇所については下の表のとおりでございまして、富岡町の仮設焼却施設また破碎選別施設、毛薙、仏浜地区にあるものでございます。これらにつきましては、今後先ほどの説明のとおり深谷国有林の中で詰替等施設を整備する予定でございまして、その整備状況を踏まえて平成30年度までに、このうち1万5,000袋程度を搬出する予定でございます。

また、毛薙、仏浜地区における防災林等の県事業、これの平成32年度内施工完了に間に合いますように、深谷国有林内施設への廃棄物の移動というのも並行して実施してまいります。おおむね三、四年をめどに富岡町内の搬出箇所からの埋立処分施設への搬出を完了する見込みでございます。

7番につきましては、輸送の方針、またルート等についてということでございまして、この輸送ルートにつきましては左側の地図に示してあるとおりでございます。赤で書いておりますのが、富岡町内の輸送でございます。点線は空荷車両のルートでございます。また、緑、青につきましては富岡町外から輸送される輸送ルートでございます。富岡町内の輸送としましては、毛薙、仏浜地区の仮設焼却施設ですか、破碎選別施設からまず詰替等施設に輸送しまして、そこで詰めかえることになりますけれども、これが毛薙、仏浜地区からそのまま北に上っていきまして、深谷国有林内の施設に行きます。そこから国道6号に出まして、南下して埋立処分施設に行くというのが基本的なルートでございます。

また、右側の記述してありますけれども、詰替等施設の整備状況にあわせて段階的に輸送を行う考えでございまして、まず搬入開始となりましたら、仮設焼却施設及び破碎選別施設から、そのまま埋

立処分施設に搬出できるものについてまず搬出していくと、深谷国有林内の詰替等施設が整備されまし
たら、そちらに輸送しまして、そこで詰めかえ等を実施した上で埋立処分施設へ搬出するというよ
うな段階的な輸送を考えております。

先ほど遠藤議員からご質問ありましたこの搬出施設、仮設焼却施設等から深谷国有林に行くルート
でございますけれども、ここの沿道の住民の方々につきましては我々として調べているところでござ
いますが、どの方が今帰っているかというところについてはまだ確認中です。これは、実施前には必
ず確認しまして丁寧な説明をしていきたいと考えております。

7ページの下に書いておりますが、輸送車両が集中する国道6号における輸送台数につきましては
平均30台／日程度、また最大でも65台／日程度になる見込みでございます。

また、8ページ目、輸送時の安全対策についてというところでございます。まず、ルート上でどの
ような安全対策を講じる予定かということにつきまして、このルート上にまとめてございます。

まずは、写真1としまして、このルートの地図上に誘導員の人の絵を幾つか記載しておりますけれ
ども、見通しの悪い箇所には誘導員をしっかり配置して安全な輸送を実施していきたいと考えてお
ります。

また、写真2としまして、毛薺、仏浜地区から深谷国有林へ輸送するルート上におきましては、今
状況としてかなり場所によって草や枝が張り出しているところがございます。こういった部分につき
ましては、必要に応じ、輸送車両が通るのに支障がありそうな部分については、あらかじめ草刈り、
枝払いを実施しまして、その後に輸送したいと考えております。

また、写真4ということろ、これは深谷国有林内の施設に行く直前のルートでございますが、ここ
は未舗装のままになってございますので、深谷国有林内施設の整備にあわせて、こちらの道路を補修
して、舗装した上で輸送を実施したいと考えております。

また、写真5の部分ですが、このルートにつきましては現在も環境省で道路補修を実施しておりま
して、また富岡町様の災害復旧工事の中で実施するものもございますけれども、そういった道路補修
の対応をしていきたいと考えております。

めくっていただきまして、9ページでございます。輸送時の全般的な安全対策について、ここで記
載しております。まず、輸送の統括管理としまして廃棄物につきましては電子タグによる全数管理を行
い、かつ車両についてはGPSによる輸送車両の管理を行います。埋立処分施設の管理棟内に運行
管理室を設けまして、運行管理責任者を配置し、一元的な管理を行います。また、通信の不感地域通
過時においてはシステムによる監視をしましたり、また交通監視員によるパトロールを実施する予定
でございます。

また、緊急時における対応としましては、環境省、運行管理責任者等による関係機関への速やかな
連絡の実施をしまして、また搬出場所等から現場復旧班を派遣し、また他の車両については引き返し
指示等を行います。こういった対応につきましては、中間貯蔵の輸送とも連携して対応していく予定

です。

また、車両表示につきましては輸送車両の側面、または前面については特定廃棄物輸送車両である旨を表示していきます。また、後部には運転手のネームプレートも設置したいと考えております。

また、10ページ目、荷姿としての対策ですが、輸送する廃棄物というのは以下の容器に収納いたします。まず、埋立処分施設へ搬出するものでセメント固型化をしないものにつきましては、専用の地盤改良収納容器に収納していきます。また、セメント固型化したものにつきましては、四角形でセメント固型化しますので、その角形のフレキシブルコンテナに収納いたします。また、詰替等施設へ移動するものについては、こういったフレキシブルコンテナに収納して輸送する予定でございます。また、輸送に当たりましては積み込んだ容器をしっかりと固縛しまして、また荷台にシート、覆いをかけて安全に輸送したいと考えております。

また、最後11ページにつきましては、処分施設へ輸送車両が着いた後の受け入れ管理の部分でございます。埋立処分施設の図というのを真ん中につけておりますけれども、南から輸送車両が入ってきて、管理棟の前で必要事項書面等を確認いたしまして、その後ゲートモニターを通過する際に、自動で線量を計測し、またタグ情報を読み込みます。また、その後テントの中に入りまして線量測定ですか、数量確認、重量計測、シート剥がしを行います。その上で埋立施設に入り、廃棄物をおろすと。

空になった車両につきましては、④番のところに戻ってまいりまして、退出前の計量、また車両表面汚染をチェックいたしまして、必要に応じ⑤番の退出前のタイヤ洗浄を行いまして、施設外に出していくというようなルートで考えているところでございます。以上、埋立処分事業についての説明とさせていただきます。

済みません、失礼いたしました。もう一枚、資料2の下につけておりますけれども、環境省から富岡町民の皆様へのお知らせ（案）というところでございまして、実はこれ輸送を始めるという段になりましたら、広報紙に挟み込んでいただく等の方法で、こういったお知らせ文を町民の皆様にお配りすることを予定しております。中身につきましては、ただいまご説明しました輸送の概要、またルート、裏面には安全対策等を記載しているところでございます。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。

まず、2ページのモニタリングなのですが、以前からいろいろとお話をあった中で、連続モニタリングという言葉もありますけれども、この埋め立て開始後のモニタリングで例えば空間線量が週1回とかとなっているのですけれども、これは何を意味しているのか、測定するのが週1回なのかどうか、連続だと思っていたのですけれども、そのあたりをお知らせください。

それと、運行ルート、こういうルートになろうかと思うのですが、特に町内の町道に関しては非常に狭い部分を走ることになっていると思うのですけれども、このあたり支障木の伐採とか刈り払いだけではなくて、道路の拡幅とかも含めて、困難区域の中といつても、戻ってくる町民の方もいらっしゃいますので、そのあたりの安全を配慮すると、そういったところまで考えて対応していただきたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 森田さん。

○環境省環境再生・資源循環局特定廃棄物対策担当参事官室参事官補佐（森田重光君） ご質問ありがとうございます。

まず、モニタリングについてご回答いたします。連続モニタリングでございますが、これはまさしく議員おっしゃるように連続で行います。こちらに示してあるものにつきましては、連続で場内2カ所のモニタリングポストで測定いたしますが、それプラス敷地境界6カ所におきまして週1回、これは手持ちのサーベイメーターを持ってモニタリングをするというところでございます。それプラス埋立地の境界におきましても、今後はモニタリングを週1回行うというところで、連続モニタリングと、あとは週1回のモニタリング、これを重ねて行うというところでございます。

○議長（塚野芳美君） 高木さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第二課課長補佐（高木恒輝君） 輸送ルートの安全対策についてのご指摘でございますけれども、我々としてはこの8ページにおきまして必要な草から枝払い、また舗装、道路補修等を、誘導員の配置をしまして安全に輸送をしていきたいと考えてございます。道路の拡幅等のご指摘ありましたが、我々現場見ておりまして、輸送車両の通行に誘導員の配置等でしっかりと対応していきたいということで、まずは考えております。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） モニタリングについては、こういった資料を出していただく場合に、連続のところもあるのわかっておりますので、もしそういったところはこういうところはきちんと連続も出していただかないと、ちょっと何のモニタリングなのかちょっとわからないところだったので、そこは今後お願いたします。

あと、交通安全対策で支障木とか刈り払い現地見られているということなのですけれども、大型トラックが通るのがいっぱい、いっぱいとまでは言いませんけれども、かなり厳しいところあると思うのです。例えば待避所をどこかにつくっておくとか、そういった対応をしないと一般住民の方も通る可能性があるので、そのあたり何かしら対策ないと、このまま安全ですと言われても納得できないのですけれども、そのあたり何かお考えないのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 高木さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第二課課長補佐（高木恒輝君） 今のご指摘の点につきましては、ここに記載している対応と、あとはこれは我々の事業ではなく、ほかの事業におい

てもこのルート使っておりますが、事業者間で一方通行ルール等設けておりまして、そういう意味では狭い箇所では相互で通行しないように、またこういった場所でもしっかり安全にできるように対策しているところでございます。ただ、ご指摘の待避所の設置等、これにつきましては今後実際輸送を開始する段において、やはりそういったものが必要であるというような結果が出てきましたら、対応していきたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） いろんな事業で使われるとか、そういった工事車両はいろいろとルール取り決めがあると思うのですが、一般の住民の方というところが大型トラック等、そんなに上手な方ばかりではないので、大型トラックとすれば違うというのがちょっとなかなか厳しかったりすると思うのです。そういった対策がちょっとないのかなと思っていて、何も考えていないのかどうか、そういったところが必要なのではないかという意見なのですけれども、その辺開始するまでに検討されるのかどうかをお答えいただきます。

○議長（塚野芳美君） 高木さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第二課課長補佐（高木恒輝君） ご指摘の一般車両等にご迷惑かけないようにやるという点でございますが、そういう観点で我々もう一度しっかり確認しまして、必要な対策を検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 町当局でこのルートが今明らかになったわけですけれども、5番議員からあったように、事業者は一通云々でまとまると思うのですけれども、一時立ち入りの町民がいるわけですけれども、このルートの中であえて待避所を設けなくては難しいような部分があるのか ないのか
復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） この路線は、現在県道となっておりまして、県道であっても前は町道でありました。大型車両が通行する上で一方通行では大丈夫かなと判断をしているところでございますけれども、なお実際通ってみて待避所等が必要ということなどがございましたら、環境省と協議しながら、お願いしてまいりたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 今はそれ以上は無理でしょうけれども、ですから交差できるようなというか狭くてできないところがあれば、その近辺で待避所設けなくてはいけないので、このルートをチェックして、もし不都合あれば環境省で嫌だとはまさか言わないはずですので、その辺をあと検討して詰めてください。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 現地を確認しつつ、要望してまいりたいと思いますので、ご理解願います。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） これらについては、まさに町としても交通安全という観点からは若干危惧さ

れるところもございます。ただ、今ほどこの中の写真でお示しされているように、誘導員を配置するということありますから、当然これらについては通行車両というものは誘導員の目視で確認できるというようなこともあろうと思いますので、安全にはこれで完全というものはありませんから、これらについては環境省に町からも申し添えていきたいと思います。

以上です。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） この処分場に1日平均30台、最大65台程度という見込みされていると思うのですが、全部全て大型車両にはなると思うのですが、先日議会でも処分場の視察に行ってきたのですけれども、入り口に関しては改良工事をされるということなのですが、中に入ると相当狭いという印象を受けました。それで、中ですので、町民が事故に巻き込まれるなんてことはないと思うのですが、ただ大分狭いので、これ中の敷地を広げたりする予定はないのかをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 高木さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第二課課長補佐（高木恒輝君） ご指摘いただきましてありがとうございます。

11ページをごらんいただければと思います。ご指摘のとおり中の作業スペース等、限られる部分がございまして、ご確認いただいたかと思うのですが、管理棟からこの道路の右側に高台をつくりまして、ある程度拡幅して作業スペースを広げたところでございます。これによって左側から入っていく車両と右側の拡幅部分から出していく車両ということで、ある程度交通のさばきをする対応をしてございます。あとは、とはいってもなかなかまだ制約がある部分ですので、こういったところはしっかりと誘導なり、中の交通ルールをしっかりと設定し、それを徹底して作業してまいりたいと考えております。

○議長（塙野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 済みません、ちょっとかみ合っていないというか、私言っているのは敷地内がすごく細長いのですよね。Uターンするのも1カ所へこみのある部分があって、そこでUターンするような形で、非常に狭くて混雑するイメージがあったのですけれども、運搬車両最大65台となっていますけれども、双葉郡内の生活ごみの運搬も含めて65台なのか、それは含まれていなのか。もし含まれていなとすれば、結構な量の出入りがあるのでないかと思うのですけれども、その辺まで考えた上でなのでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 高木さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第二課課長補佐（高木恒輝君） ご指摘ありがとうございます。

この65台には、生活ごみの輸送も含めてございます。この台数の制約というのが、やはりご指摘のとおり作業スペースの制約という部分に非常に絡んできてございます。我々でこのスペースを最大限効率的に作業するように組んでおりますけれども、それでもやはり処理能力の関係からこの輸送車両台数というものが出てきているとご理解いただければと思います。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） わかりました。

ただ、やはり敷地内であっても接触事故とかは避けていただきたいと思いますし、処理能力がそれによって少なくなつて時間がかかるてしまうということも、これも懸念されることですので、その辺十分に検討していただいてやつていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 土居さん。

○環境省福島地方環境事務所所長（土居健太郎君） 今ご指摘いただきましたように、一般住民の方が仮にいらないセクションであっても、安全を確保するということは事業を進める上で非常に重要なことだと思いますので、さらにどのようなことに気をつけるべきなのかという詳細について、実際に事業始まるまでに詰めていきたいと考えています。

○議長（塚野芳美君） そのほかござりますか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 先ほどは済みません、ありがとうございます。

ただ、先ほど私が言ったのは、この特定廃棄物を輸送するところと、多分この後とりあえずは仮置きしかできないのでしょうかけれども、この後破碎施設とか、そういうのも動かすことになったときに、管理されていない状況で車が通るときが出てくると思うのですけれども、そのときに今何度も出ているように、現在自由に立ち入りできるところと立ち入りできないところがダブっていて、もともと県道とはいっても浜街道ができ上がるまでの間のルートなので、やっぱり狭いところとか、結構危険なところあるのです。それを解消したりとか、あと住んでいる人がぽつん、ぽつんと出てきてしまっているので、管理されてきちっと運ぶというよりも、それ以外の破碎施設とか来たときにどういう形になるのかということで、その辺の安全面がどうなるのかということだったので、できればそこまで考えて台数がこれだけでは済まなくなると思うので、除染の仮置き場へ運ぶ車も出てくるということなのですけれども、その辺も一緒に考えてほしいと。

○議長（塚野芳美君） 高木さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第二課課長補佐（高木恒輝君） ご指摘ありがとうございます。

ご指摘のとおり、この国有林内施設周辺においては除染ですとか、また解体、その他のさまざまな車両が行き交うという状況になるかと思います。我々で今回輸送の荷姿ですとか、安全対策をご説明しましたけれども、ほかの事業の車両等についても同様にしっかり安全対策をした上で、我々やって

いきたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 6号線がかなり交通渋滞になるのかなと思うのです。それで、7ページ、これ見ると川内とか大熊とか常磐自動車道、相馬方面、こういったのが高津戸街道、川内街道を通って6号線に来るようグリーンで描かれているのですけれども、なぜ山麓線を通って楢葉を持っていかないのかなと、そっち通ってくれれば、かなり6号線も緩和されるのではないかと思うのですが検討の余地はなかったのですか。

○議長（塚野芳美君） 高木さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第二課課長補佐（高木恒輝君） ご指摘の点、35号から楢葉町に行きまして、処分施設に搬入するというご指摘だと思いますが、こちらにつきましてはこれまで搬入、こちらの活用のお願いをしてきた経緯の部分、ずっとこの6号を使わせていただいて、そこからこここの楢葉町の新規搬入道路を通って搬入させていただくということでご説明してきておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

あとは、実際の川村村方面、その他の市町村から来る車両につきましても、安全対策を徹底するとともに、しっかりと6号の交通状況も把握しまして、なるべく我々の車両も固まっていて渋滞を引き起こすと、そういうことのないようにしっかりと対策をとっていきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 高津戸の住民の方から、中間貯蔵に搬入する車が1日何台くらい通るのと聞かれた。そうしたら、シミュレーションだけれども、マックス一番忙しいときで1日500台というの出てきているのです。そうすると、500台ということは行った車が戻ってくれば1日1,000台だと、それも搬送する時間は午前何時から午後何時と決まっているので、その間で1,000台近く通るわけだ。そういうのを考えれば、やはり1Fに廃炉作業の車とか、6号線もかなり交通渋滞になっているのに、何でこの県道35号を使えないのか、今の説明だと例えば楢葉が拒否しているからだめだとか、何か理由があるのか、最初からこのルートだからご理解くださいというよりも、明らかに交通渋滞を招くのだから、こっちのあいている県道も使うべきだと今提案しているのだけれども、何かもう決まっているからだめだとしか聞こえないのだけれども、その辺の考え方もう一度お願ひします。

○議長（塚野芳美君） 高木さんでよろしいのですか。

中間貯蔵施設の話も出ましたけれども、その辺も含めて答えられるのかどうか、今回ちょっと中間貯蔵云々はきょうの本来の議題ではありませんけれども、関連ということでそっちも入っていますので、もしその部分もお答えできるのであれば、含めてお答えください。

室石さん、失礼しました。

○環境省大臣官房審議官（室石泰弘君） 中間貯蔵のお話出ましたけれども、私、立場上、中貯も除

染も特定廃も全部やっておりますので、中貯の搬入についてのご説明をまずいたしたいと思いますけれども、先ほど1日500台という数字を出されておりますが、その500台というのは中間貯蔵施設、まさにその施設に入る台数です。入る台数としてマックス500台とか、さらに上回る可能性もあるという、そういうお話だと思います。

では、その中間貯蔵施設にどうやって車が入っていくかというルートはたくさんございまして、恐らく大部分の車については楢葉インターあるいは富岡インター、今ないインターもございますが、工事中のインターもございますけれども、そういうところから直接6号をオーバーパス、あるいはアンダーパスするような形で直接中間貯蔵に入れるような道路をつくっていくということでございますので、6号の交通量として500台というのがオンされるということはないとの理解をまずいただきたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 高木さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第二課課長補佐（高木恒輝君） 我々でこのルートとしては、6号に抜けるということで考え方させていただきたいのですが、今交通量調査等もやっておりまして、やはりこの交通のピークという部分も幾つか確認しておるところでございますから、そういう部分ができるだけ避けつつ、また車両のだんご状に並ぶというような状況がないようにしっかり管理しながら運んでいきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 35号線からのアクセスはだめな理由は何かということも聞いていますけれども、触れないですか。

では、8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 今議長がおっしゃったことを答弁漏れしていますよということだったのですだから、今そのことを今町長こんなことやったから聞くなという意味だったら。

○議長（塙野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） これらについての施設を利用して、特定廃棄物を処分するということは、特定廃棄物処分場は富岡町にありますが、これの搬入路は楢葉町にある。そういうことで楢葉町の意向というものもありますから、その辺については議員の皆様であれば十分ご承知おきできると思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） そのほかござりますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 今主に搬入ルート、輸送ルートの説明があったのですが、埋立処分場全般見させてもらって、国でしっかりとやっているのかなという感じで見ては来たのですが、一部やっぱり不備があって、その不備、あのとき指摘した事項がありますので、その辺をしっかりとやっていただきたいと。議長にもお願いなのですが、埋め立て始める前にもう一度見に行きたいと思うのですが、どうでしょう。

○議長（塙野芳美君） あわせて環境省への質問といたします。

高木さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第二課課長補佐（高木恒輝君） 先日はお越しいただきましたありがとうございました。

また、我々でも少し至らなかった点がございまして、そういった部分ご指摘いただきまして、大変ありがとうございます。

ご指摘の点、具体的には側溝の目地の話ですとか、その中に送水管があったもの、また送水管のボルトが閉めていなかったと、欠落していた部分があった、そういった点につきましては早急に対応しております。現在資材の取り寄せ中ということで、着きましたらすぐに施工してまいりたいと考えております。その結果ですが、我々としてもぜひごらんいただければと思いますので、お忙しいところかと思いますけれども、ご予定がありましたら、ぜひご足労いただければと思います。今後ともいろいろ指導いただきながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。

5段目の築堤も完了してから入れ始めると思いますので、ぜひ最後の段階で見させていただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（塙野芳美君） 要望でよろしいですか。

○13番（渡辺三男君） はい。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 8番の輸送時の安全対策の平面図ちょっとはっきり見えないのだけれども、この写真1、3と浜街道上がっていく中に、写真3から半分ぐらい上がった辺、右側、海側、東側に多分お墓だと思うのだ。この前のお墓かなり狭くて、ここに参拝に来る人は道路にとめるしかない。一部何台かは中に入れると思うのだけれども、そのところもし言っているのがそこに当たっているのであれば、駐車場、参拝に行く人の。この時期運搬取りやめてくれたらいいのだけれども、ちょっと現状を確認してもらって、お墓があったらば、大体墓石数えると何世帯分のお墓だとわかるだろうから、最少必要限現地借りるともして駐車場スペース設けてやってください。ぜひとも確認した上で

○議長（塙野芳美君） 高木さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第二課課長補佐（高木恒輝君） ご指摘いただきましてありがとうございます。

私どもも町民の方々にご迷惑のないように輸送してまいりたいと思いますので、ご指摘いただきましたお墓の部分につきましては、確認した上で必要な措置を考えてまいりたいと思います。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 今の質問と答弁、ちょっと輸送ルートがはっきりわからない部分あって、多分そうなったのかなと、私地元なのですけれども、この墓地のところは通らないと思うのです。墓地があるとすれば、これ1軒なのです。1軒で5つか6つあるのです。多分ここは通らないのかなと思うのですが、ちょっと説明できますか。

○議長（塙野芳美君） 高木さん。

○環境省福島地方環境事務所放射能汚染廃棄物対策第二課課長補佐（高木恒輝君） その点、済みません、私のほうで今お答えできないのですけれども、現地を早急に確認いたしまして、実際輸送ルートに支障になるのかどうか、その点を確認した上で措置の必要があれば対応するということにしたいと思います。

○議長（塙野芳美君） その件は、今環境省でそういうことですから、念のため現地確認して問題あるのかないのか、処理していただきたいと思います。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件2、特定廃棄物埋立処分事業に係る輸送計画等についてを終わります。

ここで環境省の職員の皆様にはご退席をいただきたいと思います。ありがとうございました。

説明者入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 （午後 3時09分）

再 開 （午後 3時12分）

○議長（塙野芳美君） それでは、再開いたします。

次に、付議事件3、公害防止協定の締結についての説明を生活環境課長より求めます。

生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、株式会社万象ホールディングスのロックウール製造工場の操業に当たり、公害防止のための協定を締結するために平成27年7月15日、全員協議会で説明いたしました以降の企業の経緯及び環境対策につきまして企画課の阿部係長より先に説明いたします。

引き続き協定書の内容につきまして、生活環境課の渡辺課長補佐よりご説明いたしますので、よろしくお願ひします。

○議長（塙野芳美君） 係長。

○企画課政策係長（阿部祥久君） 企画政策係の阿部です。よろしくお願ひいたします。

公害防止協定の締結に当たりまして、これまでの経過を踏まえまして説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、資料ナンバー3－1でございます。A3判の資料になります。こちらの資料に基づいてご説明をさせていただきます。資料左側になりますが、まず進出企業、こちらについては株式会社万象ホールディングスになります。耐火被覆用のロックウール、こちらの製造、販売を行う事業者でございます。

町内への進出の理由としては、被災地復興、地域貢献の企業理念のもとに将来の経営拡大の優位性、それから商圈へのアクセス条件を満たすのが当町ということで、進出したいというような意向でございます。

工場の概要につきましては、記載のとおりでございます。

受け入れの理由でございますが、こちらについては平成27年7月の全員協議会でご説明をさせていただきました内容を記載しております。項目は5つございます。こちらちょっと読み上げさせていただきます。

雇用環境の再生につながり、復興加速化が図られること。次に、地元地域から約40名の雇用を予定しており、雇用の創出が図られること。3つ目、こちらが周辺環境への大きな影響を与えない環境対策を示していること。また、同種工場付近においても公害等の発生、それから周辺地域からの苦情が発生していないことが確認できたということでございます。4つ目、こちらが製造物の需要が増大する傾向がありますので、製造物の用途が幅広く一定程度の販売先を確保していること。持続可能な工場操業が図られる見込みであることということが4つ目になります。最後ですが、工場操業後に本社を富岡町内に移転する意向を表明しておりますので、地域とともに歩む姿勢が見られること。これらの5つの項目が受け入れの理由となってございます。

資料の右側になります。こちら踏まえまして、関係機関への説明として、赤木、上本町、本町、岩井戸の4行政区、それから土地改良区、富岡川の漁業協同組合への説明会を開催いたしました。

説明内容については、主に環境対策についてでございます。大きく3つございまして、大気汚染防止計画、排ガスや粉じん対策などの大気汚染防止計画。それから、水処理関係の水質汚濁防止計画。それから、騒音、振動防止計画と、この大きく3つの説明になりました。

こちらを受けまして、町といたしましても、この内容について調査を行いました、福島県の確認、それから同種の工場、立地自治体への聞き取り、現地確認というものを行いました、公害や苦情等が発生していないということを確認したところであります。

おめくりいただきまして、裏面になりますが、今回協定の締結ということになりますが、説明会等では住民の皆様からもご要望として、継続して環境対策を講じることということと、町地域で定期的に立ち入りができるような体制を構築してほしいということ、それから水質検査、そういうような検査をしっかりと報告をしてほしいと、それから今回の公害防止協定の締結によって、より安全、安

心の確保を図ってほしいというようなご意見が上げられたところであります。これらを踏まえまして、雇用対策、それから公害対策などについて工業団地の進出に係る懸念事項等を解消する対策として、平成27年8月に企業立地協定を締結させていただきまして、今回安全、安心の確保を図るための公害防止協定の締結というものに流れとしてはなっております。

一番最後、今後の予定でございますが、株式会社万象ホールディングスにおいて、平成29年内の操業開始を目指しておりますので、工場建屋の建築工事についてはことしの7月に完了しております。現在は生産ラインの導入の工事を進めている状況でありますので、ご報告させていただきます。

説明は以上になります。

○議長（塚野芳美君）　補佐。

○生活環境課課長補佐兼環境衛生係長（渡辺浩基君）　それでは、私から公害防止協定書についてご説明をさせていただきます。

資料3-2をごらんください。中身を全て読み上げさせていただきます。

公害防止協定書

富岡町（以下「甲」という。）と株式会社万象ホールディングス（以下「乙」という。）とは、富岡工業団地における工場の操業に係る公害防止に万全を期するため、次のとおり協定を締結する。

（基本対策）

第1条　乙は、公害関係法令並びに福島県生活環境の保全等に関する条例及び富岡町公害防止条例を遵守し、当該工場の操業における公害の発生を防止し、地域における住民の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、乙の責任において最新かつ最良の技術及び機器の採用に努め、操業により公害が生じないよう万全の防止対策を講ずるものとする。

2　乙は、甲が行う公害防止に関する行政指導、調査及び資料の提出要請について積極的に協力するものとする。

3　乙は、当該工場の操業により住民の健康又は財産に被害を与えたときは速やかに防止措置を講ずる。

（公害防止施設の整備等）

第2条　乙は、公害防止施設の整備等について、次の各号により措置するものとする。

（1）　公害防止施設は、適切かつ十分に施工し、製品製造設備の運転を開始する時点においてその機能を發揮しうるようにすること。

（2）　公害関係施設及び製品製造関係設備を設置するにあたっては、公害防止計画書を甲に提出するものとし、甲の改善要請があったときは、これを尊重し改善すること。増設又は改善等についても同様とする。

（3）　乙は、公害防止施設を維持管理し、公害の未然防止に努めるものとする。

（大気汚染防止対策）

第3条 乙は、当該工場の施設から排出されるばい煙について、地域住民に不快感を与えることのないよう万全な措置をするものとする。当該工場のばい煙排出基準は別表第1に掲げる数値を維持するものとする。

別表第1につきましては、3ページをごらんください。別表第1については、大気汚染防止法の規制基準について記載しております。

(水質汚濁防止対策)

第4条 乙は、水質汚濁防止対策について、排煙脱硫装置より排出される硫酸マグネシウム濃度6%以下とし、放流水量は4t／時以下とする。また、生活雑排水とし尿等は合併処理浄化槽により処理するものとする。その他、問題が発生した場合、速やかに対策を講じ、場合によっては設備等の増強を含め対策を実施するものとする。

(騒音防止対策)

第5条 乙は、当該工場の施設から発生する騒音の大きさ、音質、発生頻度等に応じ、防音対策を実施するものとし、当該工場の境界における騒音レベルは別表第2に掲げる数値を維持するものとする。

別表第2につきましても、3ページに記載してございます。別表第2につきましては、福島県生活環境の保全等に関する条例の規制基準について記載してございます。なお、今度別表第2の下の第3種区域につきましては、都市計画法の用途地域外の区域に当たるため、騒音指定区域は第3種区域となっております。

(悪臭防止対策)

第6条 乙は、当該工場の施設から発生する悪臭について、地域住民に不快感を与えることのないよう万全な措置をするものとする。また臭気が発生した場合、速やかに対策を講じ、場合によっては設備等の増強を含め対策を実施するものとする。当該工場の境界における臭気レベルは別表第3に掲げる数値を維持するものとする。

別表第3につきましては、福島県悪臭防止対策指針について記載しております。こちらも都市計画法の用途地域外の区域に当たるため、悪臭指定区域は下に記載してございます第2種区域となります。

(廃棄物処理対策)

第7条 乙は、当該工場から発生する廃棄物の処理については、自らの責任において適切に処理し、二次公害の防止に万全を期するものとする。また、他の業者に処理させる場合においても、乙の責任において措置するものとする。

(環境の整備)

第8条 乙は、当該工場及び周辺の環境美化に努力するとともに、甲の行う環境整備についても積極的に協力するものとする。

(災害防止対策)

第9条 乙は、火災、爆発等の災害防止及び燃料、危険物等の取扱いについては、消防法その他関係法令を遵守し、災害防止に万全を期するものとする。

(調査)

第10条 甲又は関係行政区の代表者は、公害防止のため必要な場合は乙に報告を求め、また当該工場に立入り、必要な調査ができるものとする。

(報告)

第11条 乙は、公害防止施設の検査及び測定を定期的に行い、その結果を年1回以上甲に報告するものとする。

(苦情の処理)

第12条 乙は、公害及び公害に関する事故等について、地域住民から苦情の申出があったときは甲に報告し、誠意を持ってその解決に努めるものとする。

続きまして、3ページをお願いいたします。

(被害補償)

第13条 乙の責に帰すべき事由により公害が発生し、地域住民の健康又は、生活環境及び周辺環境に被害が生じた場合には、乙は誠意をもってその被害を補償するものとする。

(違反時の措置)

第14条 乙がこの協定に違反したときは、甲はただちに期限を定めて必要な措置を命ずることができる。

2 前項の措置によつても、なお違反事項が継続していると甲が認めたときは、その違反にかかる操業の停止を要請するものとし、乙は、これに従うものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めない事項、疑義を生じた事項及び変更を必要とする事項については、その都度、甲、乙誠意を持って協議し定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

その後、あと別表第1から第3まで記載してございます。

以上となります。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） まず、福島県生環とか振興局の許認可が必要とするものなのかという質問が第1点。

第13条の被害補償、誠意をもってその被害を補償する。文章はいいのだけれども、保険会社あたりが入るのか、ある程度の何億かの保証金を供託するのかという問題。

それと別表第1、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、あとは騒音の60、55、50デシベル、あと臭気指数の15、これわかりやすく大体この数値はこういう数値を言っているのですよという事例、私たちがわかりやすいような説明できますか。臭気だったらば仮に15というのが、我々が今まで生きてきて何が腐ったにおいだとか、何のにおいだとか、振動にしてもこのぐらいだとか。

あとは、硫黄酸化物、ばいじんぐらいまではわかっているのだけれども、ちょっとわかりやすく今点説明してもらえる。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） 1点目、大気、ばい煙の関係につきましては県の届け出がもう済ませております。届け出が必要となっております。

騒音につきましても、届け出をしております。ちなみに、届け出内容につきましては、硫黄酸化物につきましては規制値11.65という形になりますが、それが2.18ということで約5分の1という届け出をしております。

ばいじんにつきましては、基準という形で0.15グラムノルマル立米ということで、これは0.02、約8分の1という届け出をしています。

窒素酸化物につきましては、環境基準が180となりますけれども、これが0.23と約780分の1ということを届け出しているということを確認しております。

騒音につきましては基準ということで、届け出が48デシベルという形で届け出をしております。なお、この基準についてはうちらでは環境基準が定めてありますけれども、やはり届け出の基準をしっかり守ってもらうという形でしっかりと確認していきたいと思います。

供託金等々のお話ありがとうございましたが、供託金は今現在考えておりません。

○議長（塚野芳美君） 補佐。

○生活環境課課長補佐兼環境衛生係長（渡辺浩基君） それでは、別表第1から第3まででということで、ご説明させていただきます。

これにつきましては、法律の基準となっております。まず、別表第2、各時間帯によって騒音のレベルがございます。今まで町でも交通騒音等やらせてもらっていますが、車の騒音よりも低い数字が一応騒音の規定でおさまっている数字になります。

次に、臭気指数です。こちらが町内いろんな悪臭施設ございましたが、例えばちょっと名前出してしまいます。太平洋ブリーディングなどで悪臭が出たときについても、あのときでも15以下という形でした。

ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、こちら工場から出る物質になっておりますが、同じような形で自動車の排気ガスでも硫黄酸化物と窒素酸化物はこちらも出てきます。その窒素酸化物、硫黄酸化物等の基準よりも、出る廃棄物等よりも低い値となっております。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） ちょっと補足させていただきます。

臭気につきましては、一応工場の中で臭気発生するということは現段階では考えられない状況です。ただ、ほかの公害防止協定につきましては、そういう今後おそれがあるということで、担保をするために今回臭気についても公害防止協定の中に入れさせていただきました。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 生環だけでさっき質問した中で振興局とかは絡まないで、県なら県の環境アセスメントの基準は全部クリアしているという答弁でいいのか。

それと、13条の誠意をもって被害で補償になった金額どうなるのかわからないけれども、仮に町民がそういう目に遭ったときに、ただ文書ではだめになって倒産したわと、極端なこと。町も協定交わしているのだから、町にも責任あるからとなりかねないと思うのだけれども、そこら辺も新たに文書で誠意をもって被害を補償するというのが当たり前のことで、もしなったときにどういう対応するのだ。建物が燃えたのが火災保険で何億も入っているから大丈夫だとかみたいに何かないですか、滑りどめに。

○議長（塙野芳美君） 課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） まず、1点目でございますが、振興局の県の届け出ということで今先ほども申し上げたとおり、大気関係の件と騒音関係の2点でございます。それ以外について記載しておりますけれども、それはあくまでも規制というか、ある程度規制ありませんけれども、処置をしてしっかりと担保するために基準値を設けさせていただきます。

2点目につきましては、しっかり会社ともそういうことがもし起きた場合にどういう対策を講じられるかという形はしっかり確認してまいります。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 大体わかったのだけれども、何かあったときに何の方策もとらないまま協定結んでいたのでは迷惑こうむった町民なら町民、第三者が大変困るから。だから、あとは環境アセスで生環も振興局も所管する部署で縛りがない。縛りがあってもみんなクリアしていれば、これは構わない。ただ、補償の面だけは、相手に失礼だかもわからないけれども、誠意をもって補償するという言葉で実際何かあったとき、これで済めばいいけれども、済まないときに町も協定結ぶなりすると、相手は、相手って被害者ね、相手方とれないから、町も判こ押しているのだから、町で面倒見ると来られても困るから、ここら辺ちゃんとしておいたほうがいいですよと。終わります。

○議長（塙野芳美君） 課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） ありがとうございます。

今の1点目の環境対策につきましては、規制あるなしにかかわらず、しっかりいろんな環境対策を

して、しっかりと確認してまいります。町が責任持って協定に基づき確認してまいります。

2点目につきましては、先ほど申したとおり、あくまでも住民目線で住民のことを考えて、起きた場合にどうするかということは、しっかりと企業と打ち合わせて対策を確認してまいります。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 今のお話の中で水質汚濁のところがちょっとなかったので、水質汚濁のこの排煙脱硫装置からの硫酸マグネシウムの濃度の6%以下と放水量の4トン以下というのは、これはどこから出てくるやつで、最終的に調整池に行くのですけれども、調整池に行った後、川とかに行くと思うのですけれども、アユとかサケとか、そういう生物に対するものは大丈夫なのかどうかだけ。

○議長（塚野芳美君） 課長補佐。

○生活環境課課長補佐兼環境衛生係長（渡辺浩基君） ご質問あった件についてお答えします。

このマグネシウム濃度6%以下、放流水量毎時4トン以下につきましては、工場の機械の能力及び生産量についてから算出した数値となっております。なお、この硫酸マグネシウムについては、水質汚濁防止法の有害物質等には該当いたしませんので、今回は後ろの別表等では表記せず、この文章中にあくまでも工場の自主基準という形で記載してございます。

また、河川への影響と魚等につきましても、この硫酸マグネシウムについて河川及び田んぼ等についても、どういったことがあるのかにつきまして、県の農業センターやまた漁業組合に説明しながら、話をして問題ないということで確認してございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

8番さん、ちょっとお待ちください。

課長。

○参考兼生活環境課長（渡辺弘道君） 今の水質の件について補足させていただきます。

一応そういう環境基準はないとしておりますけれども、ただ町としましては今まで遅沢が富岡側ということで水質調査をしております。今回このマグネシウムにつきまして、新たな水質調査項目を入れまして、調査をして、それぞれ下流に対して引き続き環境の保全のために監視してまいります。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 8番さん、お待たせしました。

○8番（安藤正純君） 10条の調査立ち入りのところなのですけれども、甲または関係行政区の代表者はということで、資料3-1を見ると関係行政区は赤木、上本町、本町、岩井戸、この4行政区に係っているのだけれども、例えばこの大気汚染とか何か洗濯物に何か飛んでくるとか、ちょっと駅前とか風下なんかの行政区は、この関係行政区に入っていないところは調査立ち入りはできないのです

か。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○参考兼生活環境課長（渡辺弘道君） お答えします。

一応説明会ということで、立地赤木と周辺という形で説明会させていただきました。一応その行政区でなくて、今議員ご指摘のとおり大気というのは町内一円にどういう形で風向きで行くかわかりませんので、ほかの行政区、もちろん河川の流域でも一番海まで行くわけですので、中の調査をしたいということあれば、町が同行した形で立ち入りできるように企業とも調整しております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 資料3－1でちょっと聞きたいのですけれども、富岡工業団地への進出を受け入れる主な理由ということで、雇用環境の再生につながり、復興加速化が図られる、次、地元地域から約40名の雇用ということで、これは当初からうたっていることだと思うのだけれども、もう安定所あたりに求人募集しているのかどうか。裏面見ると29年内に操業開始したいということであれば、もう当然やっていなくてはならないのかなと思うのです。29年度ではないですから、29年内ですから。その求人募集もなされているのかどうか。

あと、本社移転に関しては工場操業後となっていますが、操業後何年以内なのか、何ヶ月以内なのか。操業始まつたらすぐ移転するのか。

あと、これ騒音は囲いを回したりサイレンサーを取りつけたりで騒音を防ぎますよとなっていますが、振動の場合にはこの機械、装置、機械台を強固にしたりするということなのですが、実際騒音の出るような、そういう基礎を強固にしないと騒音を抑えられないようなものを使うのか、機械としてその辺を教えてください。

あと、臭気対策なのですけれども、富岡でも十分経験済みなのかなと、先ほど例に出しましたが、15で太平洋ブリーディングも全くひつかからないと。あとは、タカヤマもそういう部分ありましたよね。15なんていう数字をこの防止協定の中に折り込んでいいのかという議論、これは県とか国とか環境基準の中での数字なのでしょうけれども、実際あのにおいが環境基準にひつかからなかつたら、そういう会社は全くもう連れてくる必要はないと思うのです。だから、この辺はやっぱり数値入るからには、3とか5とかときっちり下げておかないと、万が一のこと考えたら15まではいいのでしょうか。裏を返せばそういうことになりますので、そういう部分は富岡は十分経験済みのはずなのです。あの15にひつかからない数字といったら、一番わかっているでしょう。ひどい話ですので、その辺はちょっと考えつかなかつたのですか。

○議長（塚野芳美君） どこですか、お答えは。

係長。

○企画課政策係長（阿部祥久君）　では、私からは先ほどの雇用の関係、それから本社の関係、こちらをお答えさせていただきます。

現状40名募集ということで、既にハローワーク、それから各種就職面接会というところに積極的に企業として参加しております、今現状昨日現在ですが、33名ほどの雇用が今内定しているというような状況で、操業までにしっかりとこの40名というところを雇用できるように取り組んでいきますということでお話を受けております。

ただ、全て富岡町内の方というわけではないというのが現状であります、ただ、今確認できている段階では富岡町民で2名ほど雇用されていると。いわきの方が多いとは聞いておるのですが、実際に稼働して本社機能もということもあるのですが、定着するというようなことに経営が安定してくるということになってくれれば、おのずとそういう働いている方も富岡町内にということが期待できるのではないかと考えております。

次、済みません、本社の関係ですが、現状こちら27年7月段階で受け入れの理由ということです。工場操業後ということでご説明をさせていただいたところなのですが、今現状こちら今回製造部門と販売部門ということでございまして、さくらモールとみおかの貸事務所に営業部隊が来ておりまして、本社機能を一応ことしの6月1日付で、こちらに移転をしてきたということで確認をとれているところでございます。

それから、3つ目、先ほどの振動の件ですが、どういうような設備かというと、主に集塵機が大きなものになりますので、そちらの関係でどうしても許可しなければいけないというような状況が出ているということを確認しております。

説明は以上になります。

○議長（塙野芳美君）　課長補佐。

○生活環境課課長補佐兼環境衛生係長（渡辺浩基君）　悪臭の部分についてご説明申し上げます。

一応協定書に記載させていただく数値といたしましては、福島県の悪臭防止対策指針に基づきまして、一応15以下という形で記載はさせていただきたいと思います。

なお、やはり我々いろいろな悪臭に対して公害出ておりますので、なるべく低く、なるべく出さない形で会社とは密にお話しさせていただいて、出さないような形で進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（塙野芳美君）　13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君）　雇用の問題は、ハローワークでも33名内定済みということで、惜しいかな町内的人は2名ということで、この状況を踏まえるとなかなか応募者がいないというのが現状かなと思います。そういう部分で十分満足できるのかなと。

また、本社移転に関しても、もう6月1日に移転をしてくれたということで、非常にありがたいこ

となるかなと思います。

あと、振動に関してはやっぱり微妙な振動が地盤に伝わるような状況になると、結構やっぱり1日24時間、1年365日というと、近隣の人に結構いろんな後遺症が出る可能性ありますので、その辺は十分気をつけていただきたい。

あと、臭気に関しては15で協定書を結べば、15まではいいよということになりますので、多分そういう臭気はほとんど出ないと思いますけれども、出なかったら出なかつたで出ないようにやっぱり低く抑えておかないと、後々万が一のこと考えると問題になりますので、この万象ホールディングスだけではなくて、これからそういう協定を結ぶときには極力下げた数字で結んでおかないと、あの太平洋ブリーディングのようなにおいでもひつかからないなんて異常ですよ。そういうことですので、ぜひその辺を今後気をつけていただきたい。よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君）　課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君）　ありがとうございます。

15というのは、法的なもので定められていまして、実際議員おっしゃるとおり町内でいろんな臭気で地域住民の方から大変苦情等も町にいっぱい来ていますので、締結後につきましてはしっかりその辺を万象とお話しして、まずは臭気出すようなものを持ち込まないような、今の時点で持ち込まないという形になっていますけれども、そういうものを持ち込むに当たってはしっかり町と協議してもらうという形で徹底した指導をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君）　暫時休議します。

休　議　　(午後　3時49分)

再　開　　(午後　3時50分)

○議長（塚野芳美君）　再開いたします。

そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　それでは、以上をもちまして付議事件3、公害防止協定の締結についてを終わります。

次に、その他に入ります。執行部から何かございますか。

企画課長。

○企画課長（林　紀夫君）　済みません、お疲れさまでございます。

1点報告をさせていただきたいと思います。今週の月曜日になりますが、9月4日でございますが、特定廃棄物埋立処分事業に関して、福島県より交付されるとしておりました交付金が福島県予算に9月補正予算に計上されるというような決定がありました。

今回の交付金につきましては、既存管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分の受け入れに際

して、極めて自由度が高い交付金を福島県より交付されたとした交付金でございまして、福島県におきましては埋立処分事業に伴う影響を考慮しまして、さらには継続的に必要となる地域振興や浮揚対策に取り組めるようにと、交付金希望100億円、それから本町へ60億円、楢葉町へ40億円と、それぞれ交付すると決定をしたところと報告をいたしましたので、報告を差し上げたいと思います。

交付金の配分につきましては、埋立処分事業の影響が両町へひとしくあるものというふうな考え方のもと、交付金規模の50%、半分を両町に均等割し、それから残りの50%については両町の人口規模による配分をしたというところでございます。これによって6対4の配分比率というようなことになりました。

我々としては、これまで町は埋立処分事業の実施について、それから交付金についてさまざま協議をいたしましたところでございますけれども、私どもとしては埋立処分事業の影響緩和、それからこれから必要となる地域振興策というものについては、交付金規模100億円というものではなくて、もっともっと需要があるのだよということを訴えながらも、とはいえた楢葉町に搬入路があつたり、固型化施設があるということを考えれば、それぞれ両町にひとしく影響があるのだろうという福島県の考え方も理解しながら、協議を進めてきたというところでございます。町としましては、1年半前に苦渋の決断ということで事業を受け入れさせていただいたところでございますが、さまざまな整理事項がある中、この交付金についても整理すべき時期だろうと考えまして、それから両町にひとしく影響があるのだという福島県さんのお考えも理解しまして、今回県決定のとおり受け入れることいたしました。

町としましては、この交付金と、それから事業を受け入れの際にも申し入れております地域振興策が一体となって、国、県、一体となって行われるべきだと考えておりまして、この交付金のみで地域振興策、影響緩和がなされるものとは思っておりませんので、そのことも申し添えまして、ご報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 報告ではありますけれども、質疑があれば。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） では、だたいまの報告につきましては終了いたします。

議員からその他ございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） その他でちょっと質問させていただきます。

商工会の問題ちょっとお聞きしたいのですけれども、商工会、町からの委託の仕事が結構あろうかと思うのですが、今回のプレミアム商品券に当たっても今の状況を見ますと、富岡町で買い物するのが非常に難しい中、商工会の動きが悪いがために、商品券の売り出しが週に2回ですか、それも9時から3時までとか、時間区切って。その商品券を買って、それを使って受けた事業者が今度はそれを

換金するに当たっては、例えばいわきとか郡山の業者がそれを受けたとすれば、換金するのも何でかんで富岡に来なくてはならない。非常に使いづらいと、せめていわきに商工会あるのですから、いわきあたりで週に2回くらい換金できるような状況をつくれないかどうか。プレミアム商品券は、誰のためにやっているのだということになるのです。町民のためですので、町民が使い勝手悪いようなやり方はまずいのかなと、商工会が全部売り切れば1,000万円の手数料出るということで、本来であれば本気になって取り組めば、商工会はいわきも富岡も常時いて、売るほう、換金するほう、必死になって私はやるべきなのかなと思うのです。

その辺の質問1つと、あと非常に言いづらいことなのですけれども、商工会もそうですし、富岡商工もそうです。町から受託事業、委託を受けてやる企業。富岡商工は株式会社ですよね。民間の株式会社でも、サロンの運営、委託で受けてやっているのです、入札も何もかけないで。これは、普通はあり得ない話だと思います。そのトップとか、商工会会長とかが、非常に言いづらい話、今回の選挙に当たっても、皆さん背中を向けていると。本来あればやっぱり町の事業の委託を受けているところのトップが選挙に出るとすれば、辞表を出してやめてから出るとか、結果が出ればそういう人たちはみんな辞表を出すとか、普通あってしかるべきなのかなと思うのです。富岡町だけがそういうやり方しているというのは、町がそうなっているのではないですけれども、商工会、富岡商工でそういうやり方でやっていくとすれば、今後町は商工会と富岡商工とのつながりをどうしてつながっていくのか。その辺お聞かせいただければありがたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） ご質問いただきました商工会に委託していますプレミアム付商品券の状況につきましてですが、実際のところ今回商工会が商業者の状況を把握しているところというところで、他町村の状況を見ながら商工会に委託をし、現在プレミアム商品券の販売を継続していただいているいます。

販売方法につきましては、富岡町内の事務所で週に2回火曜日と木曜日10時から15時という、その時間内で販売をしていただいている。今現在、大分動いているとは思いますけれども、3,400枚ほどの前回報告させていただいた数量でございます。なお、避難されているいわき市、または郡山等々で販売ができないかということにつきましては、パソコン管理でやっている券をそのまま持って移動販売という形は今回はとらない。なぜかというと、販売箇所が分かれることはまずできないので、いろいろとこれまで予約受け付けでいわきに持つて販売ということも検討されてはいましたが、今回第1回目の今年につきましては町内に限つての販売というようなことで取り組みをさせていただいております。ただ、議員ご指摘のように販売に結びつかない場合は検討すべき、または町民のために販売しているのではないかというご指摘もいただきましたので、それにつきましては今後の課題として次回に向けての課題とさせていただきたいと考えてございます。

それから、ふたば商工の話の件につきましては、こちら所管していないものですから、なかなか答

えにくいので、これについてはご容赦いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（斎藤一宏君） ご質問いただきましたふたば商工の件なのですが、今年度から住民課において避難生活支援係、以前の生活支援課が私どもの課に統合されたものでございまして、ふたば商工につきましては富岡サロンの運営を全面的にお願いしているところでございまして、平日であれば、土日も関係なく開いていただいているところでございます。一時帰宅される方々の休憩所であったり、交流の場、また土日でありますと、今平日であれば役場で除草剤とか、そういうものの配布も行っているのですが、土日役場がお休みになる関係で、土日についてはそちらの富岡サロンでそういうものを配布をお願いしているような状況でございます。

今後の考え方でございますが、需要としては例年どおりございますので、サロンの運営は継続して行っていかなければいけないと思っているのですが、いわゆる委託先の考え方ということになりますと、今後申しわけないのですが、内部で協議させていただければと思っております。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 答弁漏れがございました。

商工会との関係性といいますか、どのようなつながりを持っているかというようなご質問あったかと思いますが、商業部門につきましては町から商業者の業務の補助金等の指導とか、そういうのをしていただいているというのが大前提でございまして、今現時点では被災している中では先日の夏祭りのような、これまでやってきました祭りの再開、今後またいろいろとイベント等が予定されていますが、そういう中のイベント業務、先ほどのプレミアム的な消費喚起策とか、そういうものをあわせまして商業全体にかかるものにつきましては、町の産業振興課長と連携しながら業務に当たるというような関係性を持ちながら進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 聞きづらいところを聞いているのですから、明確に答えていただきたいと。

今度の商工会に関してはえびす講祭り、800万円ですか、予算計上したの。多分商工会が頭で運営するのかなと思うのですが、いろんな部分で商工会は富岡町と一体ではなくてはならないのかなと、そう思っているのです。そういう中でプレミアム商品券も自分の都合でそうやって町民に不便をかけていると。今現在町内に戻ってきて、もう再開している人たちのためにはならないで、避難している人たちのどっちかというと味方しているような感じで、町外に力入れていると、それではまずいのではないかと思うのです。そういう商工会とどうやって今からおつき合いを持っていくのか。ましてや商工会、富岡商工、先般正直言いますと町長選挙やったわけです。それで、商工会長と戦ったわけです。そういう中で辞表も出さないで、まだ続けていく団体と町はどうやって接していくべきか

ですかということなのです。誰が考えたっておかしいでしょう。皆さんに言っても答えは多分出ないし、なかなか私も言いづらい気持ちで言つてはいるのです。その辺をしっかり私は考えていただきたいと。私は、これから議会の中ではしっかり物言わせてもらうつもりではいますけれども、そういう問題に関しては。今までは、商工会はなくてはならない組織だと思って、私も接してきたつもりです。だけれども、こういう状況下の中で全く背中合わせのような状況が起きていますので、ぜひその辺も町執行部の方々にもしっかりと考えていただきたいということです。

○議長（塚野芳美君） 副議長。

○1番（渡辺英博君） 今13番さんから意見が、質問がございましたが、私も大筋においては全く同意でございます。商工会というのは、こういった状況の中で町の商工業の復活には決して欠かすことのできない重要な組織だと思っています。こういった中で不幸にも前回政策が違つて、町長選を現町長と商工会長が戦つて、それで町民の信託は要するに宮本町長に置いたわけでございますが、こういった中で私疑問に思つているのは、選挙前も町長選も戦つた後も宮本執行部は商工会の山本執行部と前と同じように向き合つてゐるということでございます。政治の世界におきましては、これは常識でございますが、どのようなことを思つて戦つたかということよりも、結果というものがすごく重要なのです。ですから、結果責任というものは当然発生すると思います。ですから、今後町の復興とかそういうものをやつていく上ではやはり町執行部が町民から任されているわけですので、町の商工業の振興にスムーズにいくように、当然前回戦つて商工会長を応援した商工会の執行部は自発的に、これはよそから言われるのでなく、結果責任は自分でとつておやめいただいて、それは商工会に迷惑をかけないために。そうあってしかるべきかと思いますが、その辺どのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 商工会と直接的な商工業の振興というよりは、まちづくりの観点からということで、やはり先ほど渡辺議員、それから副議長からもありましたとおり、商工会というものにつきましては復興を果たすために、それから活力あるまちづくり、にぎわいをつくつていくためには商工会という団体、欠くことのできないものだと思っております。そんな観点から商工会にはご活躍をいただくというのが基本的な考え方であろうと思います。ただし、さまざまいろんな意見がありましたが、団体の体制につきましては団体の構成員の方々がよくお考えいただいて、体制づくりをするというのが基本だと思いますので、そのことについては言及はしない。前段商工会というものはそういうものだと理解して、そのように活躍されることを期待しております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 副議長。

○1番（渡辺英博君） 大筋においては、課長の答弁に私賛成でございますが、現実的に今後商工会と連携を組みながら、町の商業、工業の発展に町で政策なり何なり進めていく上で、障害とならない

かということ私心配しているのです。ですから、これ余り原則とか、きれいごとではなくて、戦いとはそういうことなのです。どういう選挙であれ、負けたほうは結果責任をとって、それなりのことは自分で判断すると。これは、議会の議員から言われたり何なりするようなことでもありませんし、おのずから判断することでございますが、あくまで町の商工業の発展、あるいは商工会の発展のためにみずから判断すべきであろうと私、それも早急にやるべきであろうと思いますが、その辺どのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（塚野芳美君） それはやっぱりそこまで踏み込んで……。

○1番（渡辺英博君） それでは、なかなか答えられない微妙なところだと思いますので、みずからどのような判断を下すかも含めて今後の委託事業とか、そういうものはやっぱり注意深く見守るべきかなと私は考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 暫時休議します。

休 議 (午後 4時12分)

再 開 (午後 4時13分)

○議長（塚野芳美君） 再開します。

滝沢副町長。

○副町長（滝沢一美君） 産業振興課を所管する長として一言申し上げたいと思います。

今まで言ったことは、企画課長の話したことには尽きるわけですが、今後やはり商工会、町というのは一体となって今まで、これまでやってきた、このような状況の中ではやっぱりまちづくりを手伝っていただかくということが前提であると思います。ですから、今まで副議長もお話しされたように商工会として、商工会の会員の方たちが今後のそういう状況になった中で、いろいろと考えていくべきだと、町はどうのこうのということではなくて、商工会の皆様たちが考えていくべきことだろうと思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） やはりあの選挙を戦う上で現職に対して異論があったから、自分の思いをもって富岡町運営したいということで出た以上は、仮にきょうならきょう、今から仕切り直して商工会のこと考えて反映させると考えるのだったらば、このままではなく、やっぱり責任とるべきものは責任とて、きっちり自分の責任を持って、商工会会員に迷惑かけないのが一番の商工会の今後の運営町としても一番いいと思うのだ。俺はそう思う。答弁は要りません。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 結局今の意見って本人に直接言って、本人がどう思っているのだと答え出させるのが一番いいと思うのだけれども、本当にみんな答えづらいところを答えてもらって本当に申し

わけないと思うのだけれども、やはり株式会社商工ふたばとか、商工会に入っている議員もいらっしゃいますので、この場のこの会話を持ち帰っていただいて、商工会の中で判断していただいて、議会も町当局もこういう考えだと、会長どうなのだということで会の中でもんでもらって、会長に判断を促すというか、担当課長に言ってやめさせてこいと言っても、これはちょっと権限外の話だから、商工会の中で、今言ったように中で副町長言ったように、町と考え方違うのだから、会長やめなさいよと言って、それでまとまればそれでいいのではないですかと私思うのですが、やはり持ち帰つもらって検討してもらうということでいいと思うのですが、その辺でまとめてもらえる。

○議長（塚野芳美君） 今4人の議員から発言がありましたけれども、非常に微妙な問題で、なかなか表現しづらい。それから、触れにくい、ちょっと若干触れ過ぎたところもあるような感じもしますけれども、ですからここでこのような議論があったということで、もちろんですから滝沢副町長もやめる云々というあれには触れていませんし、聞いているほうもそういうこと若干言葉として出た部分もありましたけれども、基本的には町と商工会、本来の商工会としての業務をやっていく上で、それから町も仕事を出してまちづくりを手伝ってもらわくてはいけない、そういう中で今後どういう形であるのかということに対しての部分のお答えを今関係各課長、補佐からいただきましたが、副町長も含めて。ですから、このような議論があったというところで、どっちみち結論は出ないと思う、この場で結論出すことは不可能ですので、ですからこういう議論があったというところにとどめたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、そのようにさせていただきます。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 (午後 4時17分)